

平成23年第1回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成23年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年3月9日	9時40分	議長	酒井恵明	
及び宣告	散会	平成23年3月9日	17時10分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課長	吉浦茂樹		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	毛利俊治		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |         |        |   |
|---------|--------|---|
| 日程第1    |        | 一般質問  |
| 1. 林博文  |        | (1) けやき台、日曜朝市開催について<br>(2) 農業行政について<br>(3) 一般行政について<br>(4) 子ども手当の支給について |
| 2. 大山勝代 |        | (1) 保育サービスの充実について<br>(2) 生活道路の整備について                                    |
| 日程第2    | 第2号議案  | 基山町まちづくり推進審議会条例の制定について  |
| 日程第3    | 第3号議案  | 基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について                                  |
| 日程第4    | 第4号議案  | 基山町課設置条例の一部改正について   |
| 日程第5    | 第5号議案  | 基山町行政区域審議会設置条例の一部改正について   |
| 日程第6    | 第6号議案  | 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                                       |
| 日程第7    | 第7号議案  | 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について  |
| 日程第8    | 第8号議案  | 基山町消防委員会条例の一部改正について   |
| 日程第9    | 第9号議案  | 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について   |
| 日程第10   | 第10号議案 | 町有財産の無償譲渡について   |
| 日程第11   | 第11号議案 | 基山町老人憩の家の指定管理者の指定について   |
| 日程第12   | 第12号議案 | 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）  |
| 日程第13   | 第13号議案 | 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  |
| 日程第14   | 第14号議案 | 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）  |
| 日程第15   | 第15号議案 | 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第16   | 第16号議案 | 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）   |

日程第17	第17号議案	平成23年度基山町一般会計予算
日程第18	第18号議案	平成23年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第19	第19号議案	平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	第20号議案	平成23年度基山町下水道特別会計予算
日程第21	第21号議案	基山町議会委員会条例の一部改正について
日程第22	第22号議案	基山町交通安全対策協議会設置条例の一部改正について
日程第23	第23号議案	基山町農産物加工場の指定管理者の指定について
日程第24		予算特別委員会の設置について

～午前9時39分 開議～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第1 一般質問

○議長（酒井恵明君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に林博文議員の一般質問を行います。林議員。

○8番（林 博文君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番議員の林博文でございます。きょうは午前中、3月議会の一般質問で、今回の3月議会の一般質問は、12名の議員の皆様がなされます。3日目でありますが、皆さん方、大変お疲れさまでございます。

それでは、早速、通告をいたしておりました質問事項の1のけやき台団地での日曜朝市、軽トラック市の開催について。2の農業行政について。3の一般行政への税制改正について。4の子ども手当の支給について。この4項目について、質問要旨の順に従いまして質問をさせていただきます。御答弁のほうよろしくお願いをいたします。

それでは、質問事項の1のけやき台での日曜朝市、軽トラック市の開催についてでございますが、高齢化が進むけやき台の団地ですね、日常の買い物が困難であると要望が出されておった地域でもあります。地域の活性化と産業振興などの中核事業として、軽トラック市が開催されたわけですが、そこでアの今回の軽トラック市の開催は、町が主体で実施されたのですかという質問です。当初、本当は私も見てみると、やはりきちんとした実行委員会の立ち上げからするべきじゃなかったかなという考えでこの質問をさせてもらったわけです。

イの町長は、今回開催されたけやき台での朝市について、どう感じられましたかということです。これも町長も朝早くから見に来ていただいておったようですので、町長の感想と成果をどう見られているのか、聞きたいということでございます。

ウの日曜朝市の出店要領はどのような決まり内容で実施されたのですかということでございます。いろいろ出店の業種、それとかそういうふうな出店要領が決まった中で実施されたと思いますので、これについても詳しく説明をしていただければというふうに思います。

エの2月13日、2月27日の朝市開催の実績はどうでしたかということで、来客数なりトラック数、また出店内容、販売実績、また出役した職員、それとけやき台の区長さんを初め、スタッフの方がいらっしゃいましたが、スタッフ人員など、そういうふうな人たちの実績はどうであったかということです。

オの朝市開催について問題点はなかったのですかということで、いろいろきのうの同僚議員の一般質問の中でも、場所の問題等も出ておったわけですが、この問題点につきましては、場所の問題なり、また衛生上の問題の保健所の問題なり、また商品の出店の内容なり、そういうのがわかれば説明をお願いしたいと思います。問題点ということでございます。

カの2月の月2回の開催で反省する点は。また、今後の開催についての計画予定はどう実施していかれるつもりですかということで、まだ2回目ですので、どうかなというふうに思いますが、早目にけやき台団地の方へのアンケートなり、また農業者へのアンケートなども調査をしていただいて、規模拡大につなげていただきたいという気持ちで、これについても質問をさせてもらったわけです。

それと、きはけやき台住民の方へ体験農園をあっせんして、みずから参加される推進をしてはということでございますが、やはりけやき台の方もこれから団塊の世代を迎えられ、相当高齢化が進む中で、健康づくりなり、また健康のため、また生きがいづくり、それと要はやっぱり国民健康保険が幾らかでもこういうふうな畑作業に出られると、医療費等も健康になれば少なくなっていくんじゃないかというような形で、よその市町村はこの体験農園をやはり相当広げてあります。そういうのが健康増進のためにもつながるんじゃないかということの意味で説明をして、そしてその商品を品物を、野菜をけやき台の朝市に出してもらったらという意味で、ここに上げさせてもらったわけです。

次に、質問事項の2の農業行政についてでございますが、質問要旨(1)の水田農業の農業所得補償制度についてであります。この農業者所得補償方式制度は、民主党の政権公約に織り込まれた農政の目玉施策の制度でありまして、平成22年度は米に対する助成や水田転作の麦とか大豆などに対する水田活用の所得補償がモデル事業、モデル対策として実施されました。今年、平成23年度からはこれに畑作物の所得補償、これは水田、畑地共通ですね、を加えて本年度からこの農業者所得補償制度につきましては、本格実施がなされるようになっております。

そこで質問に移りますが、(1)のアの2011年度産米の市町村別の生産数量目標で、基山町

の目標数は幾らかということです。当然、割り当てが来ておりますし、これから農家への配分もなされるんじゃないかというふうに思っております。

イの2010年度と比べて2011年度配分の生産数量目標はふえたのか減ったのですか。また、町から地域や農家に割り当てられる減反面積のパーセントは幾らになっておりますかということです。多分、去年は35%ぐらいだったと私は記憶をいたしております。

次のウの現在まで生産調整を達成してきた都道府県への優遇措置はないのですかということでございます。これについては、特に佐賀県は東北地方の減反面積を本当にこちらが引き受けて、現在のところ減反をたくさんしてきたわけですので、そういうふうな優遇措置があれば説明を願いたいと思います。

エの戸別の所得補償制度で2011年度から畑作物が拡大されたわけですが、その事業内容はどのようなものですかということで、①から③まで上げております。大豆、小麦での増産が見込まれるということと、②の新しく産地資金の助成が創設されたということと、③の生産調整の作付、これは大豆と麦の連携した作付体制で、大幅な所得補償が考えられますので、その説明していただいたらというふうに思います。

次に、質問事項3の一般行政についての、これは特に税制改正の問題ですが、これは2010年度の9月に改正がなされて、成立しておるわけですが、税制改正が行われたが、町税との関係の扶養控除はどう改正されたのですかということでございます。この件については、下の第4の子ども手当の支給について、ちょっと関連がありましたので、ここで改めて扶養控除関係を上げさせてもらったわけでございます。

次の質問事項の4の子ども手当の支給についてであります。この子ども手当の支給については、きょうの新聞を朝ちょっと見てみますと、つなぎ法案の提出かということで、今、切り抜きをして持ってきておったわけですが、この子ども手当の支給については、本当に現在、ねじれ国会で、政府の2011年度予算案は衆議院を通過しておりますが、参議院でこれは否決されても、憲法の規定で年度内に成立することが確定しておるわけですけれども、子ども手当の支給などの予算関連法案については、いまだ成立のめどが立っておらないわけでございます。民主党は09年に衆議院選で政権公約を掲げた子ども手当法案であります。また、現在審議中でありますので、現時点での答弁は平成23年度における子ども手当の支給に関する法案の概要という形で答弁のほうをしていただいたらどんなかなというふうに思います。この点について、よろしく申し上げます。

そこで、質問要旨ですが、子ども手当の支給要件が2010年度と2011年度支給予定に対し、制度が大きく改正されていますが、改正の内容はということでございます。

アの子ども手当の受給は昨年と同じ手続で支給されるのか、予定ですかということで、認定請求書の提出等、昨年の流れも大変込み入った資料等の請求で支払われたと思いますので、この点についていかが、ことし変わった点があればということでございます。

イの制度改正になった支給要件を満たした給付対象者数はということ、基山町内での23年度中支払い対象となる子供の延べ人数及び支払い予定総額はということでございます。

ウの2010年度支払われる子ども手当より、2011年度の支給金額は相当な増額が見込まれております。これについては、もう皆さん方も御承知のように、3歳未満の方が7千円上積み20千円というようなことの支給が予定されておる関係で相当またふえておりますし、制度も中が変わっておりますので、大きな金額が基山町でも約6,000千円近くふえておるんじゃないかと思えます。財源内容はどのようになっておるのかということで、町、県、国の負担割合を教えてください。

エの今回の子ども手当法案が、もし3月の年度末までに成立しなければ、従来の児童手当が復活されると思いますが、システム改修など事務作業が莫大になって、担当者は大変であると思いますが、この場合、どう対処して処理されていかれるつもりですか。これは多分、担当課のほうで事務整理的にもされると思いますが、6月支給については体制づくりができておるのかということでございます。

以上、4項目の質問事項について、第1回目の質問を終わります。よろしく御答弁のほう、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。それでは林博文議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、1としまして、日曜朝市開催ということでございます。

(1)アのトラック市は町が主体で実施したのかということでございますが、農林環境課がけやき台の区長さんと生産者の皆さんとの協議の場を設定して、支援をさせていただいたということでございます。

それから、イは朝市についてどう感じたかということでございますが、小規模ではありま

すが、それなりのにぎわいはあったと思っております。また、買い物不便を感じてあった方のためにはよかったのではないかなと思いました。

それから、ウの出店要領ということでございますが、けやき台日曜朝市を開催することによって、買い物不便の解消と商業及び農業生産者の生きがいをあわせて今後の基山町の産業発展につなげるということでございまして、開催日は原則毎月第2日曜日、第4日曜日。開催時間は午前8時30分から午前11時まで。開催場所はけやき台団地内猪ノ浦児童公園。内容は軽トラック等を活用して農産物、海産物、花卉や地域特産品等を販売する朝市ということでございます。出店申し込みにつきましては、基山町けやき台日曜朝市出店申込書をファクスまたは郵送で申し込んでいただくこととなっております。出店料は、1カ月当たり1コマ500円となっております。

それから、エの2月13日、27日の朝市開催の実績でございますが、まず2月13日及び27日の状況ですが、来客数はそれぞれ500人から600人程度と思われま。トラック市は2月13日が15台で、27日が16台でございます。出店内容でございますけれども、野菜は白菜、キャベツ、レタス、大根、ごぼう、里芋などがございます。ほかに果樹でミカン類等、加工食品の漬け物やちぎりの里のみそ、かんりとうなどございました。海鮮類やパン等、三瀬にありますどんぐり村の移動販売車によるパンやジャムなどの加工食品販売も行われております。

職員なりスタッフでございますが、農林環境課職員が3名と、臨時の緊急雇用職員4名及びけやき台代表、交通の整理誘導をしていただいたわけでございますが、その方々が数名でございます。

それから、オの問題点はなかったのかということですが、当初、コミュニティ道路で開催する方向で警察と協議を進めておりましたが、道路許可申請が間に合わずに、急遽、コミュニティ道路から猪ノ浦児童公園に変更いたしました。特に問題はなく、逆に1カ所にまとまりよかったとの御意見もございました。また、2月13日につきましては、前日の天候が悪く、野菜など十分に準備できなかったため、品物が約1時間も経過しないうちになくなったことだったというふうに思っております。2月27日につきましては、前回の教訓により、品物など倍近く準備されたことにより、住民の方に大変喜ばれておりました。

カの反省する点、今後の開催についてということでございますが、反省する点や今後の開催は、先ほど出店要領で回答しましたように、月2回開催し、状況を見ながら検証していきたいと思っております。また、アンケートにつきましては、検証していく中で考えたいと思



います。

キの体験農園をあっせんしてみずからということでございますけれども、体験農園をあっせんして、みずから参加されることへの推進につきましては、現在、けやき台のほうで体験農園をやっている方がありますが、家庭菜園の域と聞いております。また、朝市が始まったばかりでありますので、しばらく状況を見ていきたいと思っております。

2の農業行政についてです。

水田農業、戸別所得補償制度について、アの市町村の生産数量目標で基山町の目標はと。2011年でございますが、生産目標数量は777トンでございます。

それから、イの2011年配分の生産数量目標はふえたのか減ったのか。それから減反面積のパーセントは幾らになるかということです。平成22年度に比べて50トンの減となっております。また、減反面積は町全体で39.27%となっております。

それから、ウの生産調整を達成した都道府県への優遇措置はないのかということでございますが、戸別補償制度の実施に伴い、優遇制度はなくなっております。

それから、エの畑作物が拡大されているが、その事業内容はどうかということです。①は、大豆、小麦で増額につきましては、対象作物の大豆、麦等の生産目標に従って、生産を行った販売農家集落営農に対して、全国一律単位で交付するものでございます。また、農業者の反収増や品質向上の努力が反映されるよう、数量払いと営農継続支払い、いわゆる面積払いを併用することとし、交付金の支払いは数量払いを基本に、営農を継続するために必要最低限の額を生産面積に基づき交付をいたします。さらに、出荷販売数量が明らかになった段階で数量払いの額を確定し、さきに交付された営農継続支払いの金額を差し引いた額を追加交付すると。営農継続支払いについては、畑における作付面積の確認体制と実務的な課題があることを踏まえ、当面は前年度の生産面積に基づき支払うこととなっております。

それから、②の産地資金の助成ですが、地域実情に即して、麦、大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取り組み等を支援をします。資金の活用にあたっては、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑作を対象にすることも可能でございます。産地資金の基本的な運用については、国から都道府県に配付する資金枠の範囲内で都道府県が助成対象作物や単価等を設定することとなっております。

③の生産調整の作付体系でございますが、大豆を軸に生産調整をやり、大豆ができない方につきましては加工米で行うこととなります。

それから、3の一般行政でございます。

町税との関係の2010年度の扶養控除はどう改正されたかということでございますが、子ども手当の支給開始により、ゼロ歳から15歳までの子供の扶養控除が廃止されます。さらに、高校無償化の対象として、16歳以上19歳未満の方への特定扶養控除の上乗せ分120千円が廃止され、一般の扶養控除として、1人につき330千円が控除されます。また、19歳以上23歳未満の方は、今までどおり特定扶養控除者450千円として取り扱う内容となっております。

なお、この改正は平成23年1月1日より施行され、住民税は24年度分から適用となります。それから、子ども手当の支給についてでございます。

2010年と2011年の支給予定の改正の内容ということでございますが、平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律について、現在、国会で審議中ですので、法案の概要ということでお答えさせていただきます。

(1)子ども手当の支給についてですが、3歳未満の子供1人につき月額20千円を、3歳以上中学校修了前までの子供1人につき月額13千円を父母等に支給されます。なお、父母等の所得制限はありません。

(2)子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については全額を国庫が負担いたします。

それから(3)留学中の場合等を除き、子供に対しても国内住居要件を設けることとされています。

(4)児童養護施設に入所している子供等についても、施設の設置者等に支給する形で、子ども手当を支給されます。

(5)1、未成年後見人や父母等が国外にいる場合に、父母の指定する者に対しても、看護、生計同一の要件で子ども手当を支給することとなります。

また2としまして、看護、生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子供と同居している者に支給することとなります。

(6)保育料を子ども手当から直接徴収できるようになります。また、学校給食費等については、本人の同意により、子ども手当から納付することができる仕組みとされております。

それから、(7)地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金が設けられることとなっております。

次に、アの昨年と同じ手続で支給されるのかということでございますが、子ども手当支給

の手續は、昨年度と同様でございます。新たに対象となった場合は、子ども手当認定請求書の提出が必要です。子ども手当の支給は、認定請求をした日の属する次の月の翌月分から始まることとなっております。

それから、イの支給要件を満たした給付対象者数でございますが、平成23年度中の支給対象となる子供は、延べ2万5,960人、支給する子ども手当は365,886千円を予定いたしております。

それから、ウの2011年度の支給金額は増額が見込まれるか、財源内容はどうなるのかというお尋ねでございます。全体の365,886千円のうち、国費から約81%の296,321千円、県費から全体の約9.5%の34,782千円、町費として同じく約9.5%の34,783千円を見込んでおるところです。

エの3月年度末まで成立しなければどうなるかということでございます。子ども手当法は、平成22年度の時限立法でしたので、今国会で子ども手当法案が成立しないこととなれば、御指摘のとおり、児童手当法の規定に基づき、児童手当を支給することになると考えられます。児童手当を支給するためには、受給対象者の年齢制限や受給者の所得制限など、子供手当制度前の受給要件へ見直す必要があります。システムの改修のほかに受給者の方々の所得確認手續なども求めなければならず、入力事務や受給者の手續など、かなりの作業が必要になると考えます。6月に支給される子ども手当は、平成23年2月、3月、4月、5月の4カ月分ですが、子ども手当法案が成立しない場合、平成22年度分である2月、3月分の子ども手当は支給できるのではないかとお考えですが、平成23年度4月、5月分の児童手当については、6月に支給できるかどうか、見通しが困難な状況でございます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

御答弁ありがとうございました。それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

1のけやき台団地での日曜朝市の開催でございますが、アの今回の軽トラ市の開催は、町が主体で実施されたのですかという質問に対してですが、答弁の中で、ここで言う生産者との協議の組織、団体はどのような人との協議をなされたのですかということで教えていただきたい。私はこれは一昨年、立ち上げられようとした農産物直売所の実行委員会の方、世話

人、大体約十二、三名おられたわけですが、その方などのメンバーも入れられたのか。また、農協基山支所で行われている朝市のメンバーの人たちだけで行われたのか。また農業委員会等も委員長なども入れられた中で、この朝市の協議はなされたものか、ちょっと聞きたいと思います。お願いします。

**○議長（酒井恵明君）**

農林環境課長。

**○農林環境課長（吉浦茂樹君）**

まず、最初の協議でございますけれども、青空市の代表者というか、関係者の方、それから農業委員会の一部の方、それとJA基山支所の代表者というか、指導員を含めたところで協議をさせていただいています。

以上でございます。

**○議長（酒井恵明君）**

林議員。

**○8番（林 博文君）**

確かに生産者、これは農業者ですが、朝市については主に野菜が主になるかと思いますが、昨年度、農産物直売所のことで、町長もマニフェストなり上げておられた中で、2,000千円の経費を使って調査などもされたわけですが、私はそれにしても余りにも出店台数が少なかったように見受けたわけです。私も2月13日と2月27日にもこれを見に行ったわけですが、もう少しやっぱり本当に後でまた実績等の中でも質問させていただきますが、二、三十分で商品が売れて、ある農家の方は2回も畑にそのまま取りに行ったりされておったように見受けられますので、この点についても十分また反省をしていただいたらというふうに思うところでございます。もう少し初めからきちんとした役割分担などを決めた中で、この生産者との協議をした中で開催されたがよかったんじゃないかというふうにも思っておるところです。

次のイの町長は今回開催されたけやき台の朝市について、どう感じられましたかということで、町長も朝早くから来ておられたということで感想を述べられておりますが、確かに買い物不便であるということで要望も出されておった。また、買い物不便の解消と産業及び農業生産者への生きがいくりと、あわせて今後の基山町の産業振興につなげるという形で、今後大いに拡大して進めていただきたいということで、町長も農産物直売所にかかわる一歩手

前のやり方としては、これは大成功じゃなかったかと思いますが、町長この点について、今後こういうのを拡大する、それには予算が伴うわけですが、その考えはありますか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

今回のこの朝市は、1つには、買い物に不便を感じておられる方のためということ、それと、農業者の方の販売先というような、その2つが目的でございましたから、あそこで、けやき台でやったわけでございます。これを見て、現在のところ、それじゃもっとすぐに拡大してというような、そういうところまでは考えておりません。

それと、この朝市と、いわゆる農産物販売所と、当初申しておりました。それとはちょっと性格が違うのじゃないかというふうには思っております。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

私は農産物直売所ということになれば、相当やっぱり規模も大きくなりますが、一步手前の段階で、これを徐々に広げて、多くの方が基山全体の方が買い物に来ていただく、集客、それとまた商工会などにも呼びかけていただいて出店内容も充実していくというような形の体制をとられんかなという形で質問させてもらったわけです。

次のエの2月13日、2月27日の朝市の開催の実績はということですが、さっき言いましたように、トラック数は2月13日が15台、27日が16台ということで、さっきも言いましたように、特に2月13日は初めてであったと思いますが、やはりどれくらい売れるかというようなことが生産者も心配で、少し少な目に持ってきてあったかとも思われますが、もう30分ももたないうちに、また豚汁も準備してありましたが、豚汁ができないうちにほとんどの品物が売れてなくなっておったということでございますが、要はこの軽トラック市の出店者の皆さんから見ると、農協基山支所のほうが主体でということで、さっき課長話されましたが、農協の朝市が水曜と土曜日に現在開催されておるわけですが、そのメンバーは正組合員さんが大体18名、準組合員さんが約20名近くおられて、40名からおられるわけですが、その方への連絡は責任者、またその代表者の方が今回けやき台で朝市をされるということで、出店をしていただきたいという連絡はちゃんとしてあったわけですか。余りにもちょっと台数が少な

いようで、余りにも早く売れてなくなったような感じがしましたが、その点どんなですか。  
その後、協議をされたんですか。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

まず、朝市の関係者の呼びかけにつきましては、朝市の代表者というか、役員さんのほうから、それぞれ連絡をさせていただいています。

それと、最初、打ち合わせをした中で、農業委員さんの一部、そのほか見えておりましたので、そちらからそれぞれ呼びかけをしていただいたと。ただ、一番最初、2月13日でございますけれども、前日が雪でふぶいておったということで、十分準備をできなかったというのを聞いております。それから、一つは、初回でありますものですから、少し様子見という点もあったかというように聞いております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

確かにまだ2回目でありますので、いろいろ問題点なり、また生産者についても戸惑いもあったかと思いますが、要はこれから充実するためには、やっぱりもう少し幅を広げていただいて、出店の制限等もある程度広げた中で、商工会等にも声をかけていただいて出店をしていただいたらというふうに思うところです。せっかく開催をされるなら、集客数も多くならなくてはならない、また特に出店者も多くならなくてはならないわけですが、私はこの実績を見た中で、まだ販売実績の内容はということで、ちょっと私もある生産者なり、またお店を出してあった方に聞いたわけですが、やはり海産物についてとか、あるいはどんぐり村なんかも出てあるわけですが、ほとんど売れたということで、多いところは1件100千円ぐらいは売れたということも聞いております。大変いいことじゃないかというふうに思っております。これは拡大なり、要は私は吉野ヶ里がしておりますように、町のこれからの活気をこの軽トラ市で盛り上げていくと。そして町がもっと元気になるような軽トラ市を町の元気の起爆剤にしていくというふうな気持ちで取り組んでいただければというふうに思っております。そのためには、ちゃんとした実行委員会なりを立ち上げて、いろんなイ

ベントなり、特に1回目だけの豚汁の配布じゃなくて、米つくりコーナーとか、あるいはバンド演奏によるアマチュアバンドによる、そういうふうな演奏会なんかもすれば、これは一、二万円ぐらいで来るわけですので、10千円ぐらいでボランティアのバンド演奏関係も基山町も三、四チームあるようですので、そういうのも企画されたらというふうに思っております。

次のオの朝市開催についての問題点はなかったのですかということで、これは場所の問題なり衛生上の保健所、商品の出品関係で質問したわけですが、確かにきのうの同僚議員の中からも出ておりましたように、この猪ノ浦の公園ですか、そういうようなところでも、当初、こじんまりとしたいい場所だなと私も感じたわけですが、要はやはりこれから先大きくなれば、集客もトラック数もふえれば、やっぱり幹線道路というのですか、フラットのある、きのう同僚議員から言われておった道での開催がいいんじゃないかということで、1台2,400円、警察へ道路使用料を支払えば、ここでの開催は可能なのでしょうか。一般の買い物客が駐車場を、今後そういうことになれば、猪ノ浦公園に、逆に今度は駐車場をそっちに持って行って、集客数なり、またトラック台数をふやすということもできますが、この点どんなでしょうか。申請できるわけですか、1台2,400円を1年間払えばですね、可能なのか。そして今の開催されておる猪ノ浦公園に集客の皆さん方の駐車場をするとか、そういうのはされるわけですか。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

きのうも答弁申し上げましたように、今回の開催につきましては、道路使用許可が間に合わなかったというのが一つございます。

それから、年間2,400円支払いをすれば可能かということでございますが、コミュニティー道路、当初考えておりました207号線、208号線でございます。町道でございますけれども、ここで開催する場合は、警察のほうとしても許可をしようという方向には動いておりました。ただ、出店者のほうはまだどうなるかわからないという状況で、1台2,400円払ってするまではちょっと現実的には至っていないということでございます。だから、もうしばらく状況を見ながら関係者と協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

また余計なことを言っただけかと思えますけれども、金額だけの問題じゃないということです。料金だけの問題だけじゃなくて、やはり警察として、道路を使うということであれば、車と歩行者と完全に分ける、いわゆる歩行者天国にしないと、やっぱりなかなかそれは無理だという感じで私は受け取っております。そうすると、車一切通さないというような、そういうふうな、もし事故というようなことも考えられるものですから、そういう規制の厳しさというのも十分考えていかなきゃいかんというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

その問題もいろいろあるかと思いますが、それでは、今後だんだんふえるとして、また特にどうしても開催場所が猪ノ浦公園のところではかききれないということになれば、軽トラ市の場所が変えられないという問題点もあるということになれば、今後ますます高齢化が進む、けやき台団地で買い物は猪ノ浦公園とマックスバリューは相当遠いけん、こっちの猪ノ浦公園ぐらいならよくはないかというような感じもしますが、きのうの同僚議員では、やっぱり4丁目の一番上から猪ノ浦公園までは帰りがけの大根を下げていくのも大変だということであつたと思いますが、この開催日の9時から11時ぐらいまで、よければけやき台の中を循環バスなんかを回して買物を、音楽でも流して呼びかける考えを今後持っていただければということで、これは検討していただきたいというようなことで言っておきたいというふうに思います。これは要望です。

それともう1つは、保健所は今後、場所とか保健所とか、出品というようなことで、オのほうで言いましたが、問題点はということで、やはり私がちょうど基山の支所におるころ、朝市の関係で、夏場の生もの、特に鮮魚関係、そういうようなことで、露天に出された鮮魚店があつたわけですが、保健所からちゃんとした保冷車、そういうのを設置した車しか販売はできないというような規定になっておりますので、今回についても保健所の許可等が要るんじゃないかと思っておりますので、十分協議をなされて、夏場に向けての食中毒なんかもひとつ検討して実施に当たっていただきたいというふうに思うところでございます。

それから、カの2月の2回の開催で反省する点ということですが、これについては、



いろいろ今後、まだ2回目であるということで、先ほども言いましたように、けやき台全体のアンケートの中の調査なり、また農家への、やっぱり農家もまだ知らない方もおられるし、将来はやっぱり三井ニュータウンなり、きやま台なり、高島団地の方もこういうのをうちでしてもらえんかなというような要望もあるんじゃないかというふうに思っておるところです。そこで、こういうのを広げていくためには、町長も、私もちょっと資料を出しておりましたが、町長のポケットマネーじゃないですけども、政策予算として幾らかでも、500千円ぐらいでも本当にこれは予算をつけていただけないかなというふうに思うところですが、農産物直売所の調査費だけでも2,000千円使って、経費は実質的にはこれは実施に至らなかったわけですが、その前哨戦として、やっぱり今後、この軽トラ市を大きく吉野ヶ里の朝市みたいに広げていったらというふうに思うところですが、要はそれに対してはやっぱり経費が要るわけですね。はっぴをつくったりとか、のぼり旗を立てたりとか、やっぱり米づくりコーナーとか、あるいは豚汁コーナーとか、あるいはイベントのバンド演奏なんか、そういうのをしていかないと長続きしないと思いますが、よければ町長のサイドで、ある程度予算を組んでもらったらというふうに思うところですが、また、急な2月の、今が一番品物が少ない時期ではありますが、私はやっぱり作付体系もこれが大きくなれば、農家の方もやっぱり種物を今ごろ出すためには何をつくらないかなということ、よければ私は農協がしておいた苗の種とか、苗の配布、そういうのも私はこの実行委員会が立ち上げられれば、そっちから配布されて出店していただくような体制がとれないかというふうに思うところですが、これについては町長どんなでしょうか。予算を組んでいただいて、やっぱり先ほど言いましたイベント開催の費用なり、はっぴなり、一番問題になっておるのはトイレなんですよ、トイレがないと。駅前まで歩いて行かにかいかなということ、相当あそこでいろいろ文句が出ておったようですけども、トイレの仮設とか、そういうのも必要かと思いますが、その辺については町長どんなですか、少しでも予算は。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

予算の前に、どういう形でやっていくかということが先だと私は思います。実はおとしになります、川南町に見に行きまして、そのときにも商業者も農業者も一緒に行かれた方もいらっしゃいます。そういうことで、私も行って、その後どうですかということをおし上

げたけれども、なかなか動かなかつた。それをひとつ行政がそのきっかけづくりといえますか、後押しをするというようなことで、今回やったということでございます。やっぱり実際やろうということになると、いろいろ商業者の方も、農業者の方も注意されるといいますか、一歩引かれるというようなところもあろうかと思えます。けれども、今度やってみて、なるほど小さいながらもというような感触だったものですから、実は商業者のほうからもちよつと協力しようかというような動きを感じることもございます。それから、この前、けやき台の方でございますけれども、もうこんなことは行政がやるよりも、我々自治会でやったらどうかいなというような、そういうことを思っておりますというようなことも言っていたきましたから、ああこれはいいことだなと、いわゆる郷土触れ合いかなというようなことも私なりに自己満足じゃございませんけれども、そういうことも感じてきたということでございますので、そういう形で実行委員会なり立ち上げてまたやっていきたいと。ただ、継続をしなきゃいかんから、そのためには町も何らかのバックアップはしなきゃいかんと、そういうことでございます。

**○議長（酒井恵明君）**

林議員。

**○8番（林 博文君）**

時間の関係で、これについては、ある程度私は商工会も、ほかの市町村はほとんど商工会が事務局でされておるようです。そして実行委員会をちゃんと立ち上げて、役割分担をきちっと決めて、予算または特に私が先ほどちょっと言いかけてました販売関係の売り上げ代ですね、朝市の場合は10%と15%、売り上げに対して各個人から取ってあるわけですが、500円というようなところが高いか安いかというのは、まだ今の試験段階じゃないかと思えますが、そういうのも片一方は二、三万円しか売れない、片一方は100千円から十二、三万円売れているというようなこともちょっと聞きますが、そういうふうなことになる、やっぱり実績高についても、幾らかある程度手数料を取っていただいて、今後の運営に反映していただきたいというふうなことで、これは要望しておきます。それと、次回からは町の商工会の女性の方も見に来ておられたということで、多分、加われるんじゃないかというふうに思います。

それと最後に、町長にも資料をお上げしておったかと思いますが、吉野ヶ里町なりどんぐり村、また佐賀市なんか移動販売車なり、ここで言う移動コンビニですか、そういう保冷車をそれぞれ買って、商店街の空白地帯を高齢者の弱者対策として回っておられるというよ

うなことが新聞なんかにも出ております。特に吉野ヶ里は本当に社会福祉協議会のほうでこれも取り組んでおるということで、将来このようなことも、やっぱり基山の高齢化対策の福祉事業として、移動購買車、冷凍冷蔵庫の販売車を、これはいろんな交付金があるかと思いますが、そういうのも勉強していただいて買ってもらったらと、そして回ってもらったらと、社会福祉協議会なんかをお願いしたらというふうなことで要望しておきます。

次のちょっと時間の関係で、農業行政については、22年度、23年度、大きな変わった点は私なりに農業をしておりますので、大体わかっておりますが、要は畑作に、今度相当ウエートが置かれて交付金が配付されるようになったということでございます。ただ、私がここで心配しておるのは、いろんなこういうふうな戸別所得補償制度が民主党で復活しておるわけですが、この後の今問題になっておりますT P Pの問題ですね、これが本当に交渉されれば、自給率も今現在、5年先には50%になすというような民主党の考えでしたが、現在、40%も少し切っております。それがT P Pの問題で、この生産調整とあわせて補償はするけれども、これが確かに環太平洋連携協定が結ばれて、関税がゼロになるということになれば、いろんな面で農業生産だけで1兆1,000億円、これは減になるということの試算も出ております。また、食糧自給率も40%から14%になるというような大変な数字が出ておりますので、この生産調整に惑わされることなく、これには反対していただければというふうに思います。この裏作の年から面積払い、また作付払い、そういうふうなのは数量払いとあわせて大変いい制度を民主党は掲げておるわけですが、だまされないように農家の方はこれについては、十分検討していかなくてはならないというようなことで、この戸別所得補償制度についての分については、2回目の質問は見送らせていただきます。

ただ、特に私がちょっとここで心配なのは、去年が35%の個人的な生産調整だったわけですが、ことしは40%近く、さっき答弁でなったわけですが、今までは3年に1回は自分の田んぼはつくられなかったという計算になるわけですが、2年半に1町あれば、3反ぐらいは2年に1回はつくられないような、自分の田んぼでありながら、そういうふうな計算になって、どうしてこういうふうになるのかなというふうに思ったわけですが、要はあくまでも米が余っておるからということが一番の答えじゃないかと思いますが、輸入関係もふえておるということでございます。これについては、いろんな面で手続等が大変でしょうけれども、戸別所得補償については、ひとつ事務担当の方も大変でしょうが、よろしくお願ひしたいと思います。もう平成22年度の支払い関係も15,100円も近々また10アール当たり入るんじゃない

いかというふうに思っておりますが、大体これについては、いつごろ入る予定か、わかりますか。昨年の方。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

あとの支払いについては、ちょっとまだ私のほうに情報は入ってきておりませんが、できるだけ早くするという農政事務所のほうの返事はあっています。ただ、いつ支払いますというのは、ちょっとまだ明言できないと思っております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

これについては、10アール当たり15,100円、対象米農家の118戸に大体今月、今週中には支払い手続を始めるということで出ておるようですので、これについても農家の方は助かるんじゃないかというふうに思っておるところです。

それでは、次の4番の子ども手当の支給についてですが、先ほど今回の改正予定では、厚生労働省が認めている保育料なり給食費、教材費、修学旅行費などの未納金がある家庭が今回から天引きが可能だということで、厚生労働省がきちっと出しております。基山町では、この制度について、去年は鳥栖市は保育料については取り組んでおったようですが、取り組まれる予定ですか、天引きされる予定ですか。特にこれは差し引きで保育料を子ども手当から直接徴収できるようになりますということで制度が変わりましたが、その点どんなでしょうか、担当課長か町長か。

○こども課長（内山敏行君）

ただいまの子ども手当からの保育料の天引きの問題ですけれども、22年度分についても滞納処理の関係では、相談をしながら、子ども手当を充てていただくという形はとっております。鳥栖市と同じようなやり方をしております。今度、23年度からは新たに特別徴収、天引きが一律にできると。そういう方法と、ほかの給食費とかというのでも検討されていますが、そういうのと同じく、申し出によって今までと同じような形でもできるというふうに、二本立てで説明資料が来ております。ただ、そういう一律に引くような特別徴収といえますか、

そういったものについては、通常、子ども手当は子ども手当でもらって、保育料はちゃんと払っていただいているというような方について、そういった方についても、一律で引けるのかというような問題もございまして、国もそこら辺は慎重に取り扱ってください、市町村の判断ですよというような文書が来ております。それと、こちらでいろいろ話をしておりますが、そういう特別徴収によりまして、子ども手当の意味とといいますか、創設の意味とかが薄れる、それから保育料とかを払っていただいている金額もよくわからなくなるし、そういう負担の必要性などもだんだん薄れていくのではないかとというようなこともあります。それと、保育料のいろいろな違いがあつて、一律に引けるのかということと、あと幼稚園の通園者とか、公務員とか、別居監護については、そういうのを一律には引けないということで、そこら辺、公平性が保たれないんじゃないかということで、今、鳥栖市とか、ほかの近隣市町と話をしておるところでございます。一律に引くのはどうかなという今の話ですので、22年度のやり方になるのかなという感じはしております。

**○議長（酒井恵明君）**

林議員。

**○8番（林 博文君）**

確かに私も保育所運営委員会、出させていただいておりましたが、たんぽぽ保育園を含めたところの保育料というのは、意外と高かったわけです。1件の家で何十万円払われるところもありました。それと、今回は給食費なり教材費なり修学旅行費もその子ども手当から未納金に対しては徴収できるような厚生労働省の認めがはっきりしたところから出ておりますので、なるだけこういうふうなのは父兄の方と協議をして納めていただくような体制を今後していただいたらというふうに思います。

時間の関係で、あと支払い関係の子供延べ数と金額ですが、確かに皆さん方も御承知のように、3歳未満が昨年の13千円に7千円上乗せして20千円ということになってはいますが、昨年は22年度は、基山町で286,390千円、ことしは365,886千円ということで、総額で79,496千円も多くなっておるわけですが、これはことしから特に児童養護施設に入居している子供などが新たにまた創設されたわけですが、このような人数も入ったところですか、また延べ人数が2万5,960人が、去年は22年度は2万2,030人ということで、3,930人もふえているわけですが、その点についてはどんなですか。特に養護施設については、例えば、宮浦の洗心寮ですか、そういうのもことしから子供にも払われるというような制度になっておるようです

が、その件からこの金額なり延べ人数が大幅にふえておるわけですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいまの金額の件ですけれども、昨年、林議員が御質問の中でされた部分について、子ども手当が22年の4月から創設をされております。ただ6月支払い分については、22年の2月、3月の児童手当も入ったところで、2月、3月、4月、5月分を6月に払うということになりますから、そういう予算化をしております。4月以降は子ども手当、2月、3月については児童手当という形の予算化をしております。新年度予算、予算書を見ていただければわかりますが、児童手当というのがまだ残っております。これ2月、3月分ということで、そちらのほうに金額が入っておりまして、その金額が20,675千円ございます。それと延べ人数にして3,085人。それと一般質問の中で御説明しました子ども手当の4月以降の分、これが286,390千円、延べ人数にして2,230人でございますので、これを合わせたところ、今回の23年度分と比較しますと、20千円になった部分でふえておりますけれども、365,886千円になりまして、延べ人数としては2万5,960人で極端に多くはなっていない。若干ふえておりますけれども、そういった予算の組み方をしておりましたので、ちょっと説明が不十分だったかと思えます。

それと、施設の関係については、県からこういう人数でこういう方たちに払ってくださいというのが来るようになっております。それで、今のところ、ちょっと予算の中には入っておりません。四十数名おられるというふうに思っておりますが、そういう県からの正式なのが来てから予算をまた補正なりで対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

確かにことしは2年目を迎える子ども手当ですが、全体の基山町の総額で365,886千円、そのうち国費が81%の296,321千円、町と県、これは町費と同じく9.5%、これは去年は1割でしたが、やはりそういうふうな施設なり養護関係、また7千円が上積みになった分じゃないかというふうな形で、1割が9.5%というふうな計算になって、一般財源から34,783千円が当初予算、多分上げておられるんじゃないかというふうに思うところです。

最後に、町長にちょっとお尋ねですが、今国会でいろんな市町村でこの子ども手当の支給については、さまざまな意見が出されております。財源の問題なり、また所得制限を設けて、前の児童手当に戻すべきだという自民党の考えもあって、なかなか先に進まない議論がされておるわけですが、町長はこれらの制度について、どのように改正されたいと思われませんか、所得制限の前の神奈川県知事なり和歌山県、千葉県、いつもその参考人としていろんな新聞が載っておりますが、基山町の場合、どう思われますか。最後。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

私も非常に難しい問題だと思います。お上のおっしゃるとおり、はいそうですかというわけにもいかない部分もあるわけでございますけれども、やはりばらまきは果たしてどうかなという、一つこの疑問は持っております。それから市町村で負担という、これもちょっと何とかしていただきたいと思うし、それから所得制限でございますけれども、やっぱり公平性といえますか、公平というか、所得制限ないのが公平というんじゃなく、逆に福祉という意味からすれば、やはり困ってある方を助け合うというような、そういう福祉の気持ちからすれば、所得制限はやっぱりあってもいいのかなというようなことも感じております。そういうことで、もう少し私も勉強して県なり国にも言っていかなければいかんのかなと思います。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

子ども手当につきましては、きょうの新聞で、先ほど言いましたように、つなぎ法案が3月の下旬に議員立法で提出されて、6カ月程度の延長で中学卒業までの子ども手当が一律13千円と、そして3歳以下が7千円上積みして20千円ですね。そういうのが大体固まっていくなんじゃないかというふうに思っておるところです。早くこれが成立しないと、大変じゃないかというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で林博文議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

～午前10時50分 休憩～

～午前11時 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）（登壇）

おはようございます。1番議員の大山勝代です。今回、12人の一般質問の最後です。皆さんお疲れかと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。

きょう朝、傍聴席が空席、ゼロだったので、きのうおとといととっても多くて、ちょっときょうは寂しいなと思っていましたら、私の応援団として来ていただきましてありがとうございました。

今回は保育サービスの充実を中心に質問させていただきます。

前回の12月議会でも紹介しましたように、私たちは町政アンケートを町民の皆さんにお願いをして、集計が終わったところです。町長にもそのアンケートの内容を提出して、これからの町政に生かしていただきたいということで申し入れをしました。そのたくさんの回答の中に若い子育て中のお母さんからの子育て支援の要望が幾つかありました。ここに資料をいただいていますのは、こども課からです。基山町と鳥栖市、みやき町、上峰町の保育料の比較がわかります。鳥栖市の保育料は細分化されています。これは平成8年、15年前に改定されたものだそうです。

今、私が町民の方に申しわけなく思っていることは、この1期4年間の間に保育料の改善について一度も一般質問で取り上げなかった、済まなかったなというふうに思っています。

私たちが子育てしていたころとは状況が随分変わっていて、今は命を産み育てることが非常に困難になってきています。原因はいろいろありますが、この少子化が加速していく中で子育て支援は大きな課題です。町長も重点的に取り組んでいらっしゃいますので、大いにそれを評価しつつ、これからの質問に入らせていただきます。

ただ、保育料の見直しについては、昨日、一昨日、後藤議員、原議員の質問と重複しないように質問していきたいと思ひます。

では、まず保育サービスの充実についてです。

基山町は、認可保育園として御承知のように基山保育園とたんぼぼ保育園があります。こ



の2つの園の定数と平成23年度の年齢別予定園児の数を示してください。待機児が出たときの対応はどうされていますか。

2つ目ですが、基山保育園の園長についてです。今は役場の管理職の方が園長をされています。一般的には、ほぼ保育士の経験を積んだ方がある程度の年齢から園長になられるのが常識的だと私は思うのですが、なぜ基山町はこのところ行政職の方がそのポジションについていらっしゃるのでしょうか。役場の管理職が園長をされていることのメリット、デメリットを出してください。なぜ基山保育園は行政職が園長なのでしょう、やっぱり納得していません。私は、保育士の資格のある人になるべきだと思っています。今後もこのままでしょうか。

現在は男性の保育士の方も少しずつふえてきていますが、まだ多くは女性です。男女共同参画社会の観点からしても、日々子供とともに接し、保護者との対応で経験を積んだ女性の管理職を登用することが大事だと思いますが、どうでしょうか。

3項目めです。アンケートに寄せられた声を一つ紹介します。

基山町は保育料が高過ぎます。鳥栖のようにもっと収入の幅を狭くして、段階をきちんとつけてほしいです。保育料や医療費が改善されれば子供の数も少々増加が見られるかもしれませんとありました。そこで、鳥栖市などの近隣との比較を示してください。

次世代育成支援行動計画でアンケートがされています。子育てに関する不安や負担感の項目で、子育てで出費がかさむという悩みがトップです。平成17年度にまとめられたものですが、保育料は改善されないまま、また、鳥栖との差が15年もあるまま、高いというこの保護者の声を町長はどう思っているのでしょうか。鳥栖に倣って引き下げ、見直しはありますか。

4項目めです。ところで、保育園で働く人は以前よりも臨時職員の数が増加しているように思いますが、正職員と臨時の方との数の比較をお願いします。充実した質の高い保育が行われるためには、身分が安定した上で子供を預かっていただくことがベストだと思いますが、今の臨時の職員が正職員になりたいという希望がある人がいらっしゃるのでしょうか、お聞きします。

1項目めの最後です。民主党政権が2013年度から導入を検討している育児政策「子ども・子育て新システム」について町長の見解をお伺いします。

大きな2つ目の生活道路の整備についてです。

国道3号線も整備されて、基山の大きな道は立派な道が整備されています。しかし、一歩町なかに入ればいろいろ不都合な箇所が見受けられます。担当課としてはどこの何がどういう状態だと把握していらっしゃいますか。そして、その改善についてですが、どう計画されていますか。

これまで地区から区長を通しての要望書が出るとか、個人的に申し出があるとか、議員がこのように一般質問などで町民の要望を受けて発言するなどさまざまな要望が出ていると思います。役場で受け付けた後、基本的な道筋があるのでしょうか。前にもこんな質問をしましたが、もう一度お願いします。

これで1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、大山勝代議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1としまして保育サービスの充実について、(1)基山・たんぼぼ保育園の定数と予定入園児について、ア、新年度の年齢別定数と予定入園児の数ということです。

年齢別の定数は、特には設定いたしておりません。新年度の2月末の入所申し込み状況は申し上げさせていただきます。基山保育園がゼロ歳児15名、1歳児20名、2歳児が31名、3歳児47名、4歳児52名、5歳児34名、合計の199名です。それから、たんぼぼ保育園がゼロ歳が9名、1歳が18名、2歳が18名、3歳22名、4歳27名、5歳26名の合計120名となっております。

それから、イの待機児が出たときの対応はどうしているのかということですが、待機児童が出た場合は一時保育の利用や認可外保育所等の紹介をしているところでございます。

それから、(2)です。基山保育園の園長が行政職だということについてでございます。アのメリット、デメリットはどうかと。それから、イのなぜ行政職が園長なのか。ウの今後もこのままかというお尋ねですが、あわせて回答を申し上げます。

園長職を行政職で行っているのはどういうことかということでございますけれども、保育士の経験者をすれば、確かに保育全般に精通しているというメリットもありますが、行政職にした場合、行政全般についてもいろいろと知識や経験もあり、町全般の情報も持っておりますので、主任保育士との連携により園の運営がスムーズにいくものと思っております。こ

うということから、当面、園長職は行政職から充てたいということを考えております。

それから、(3)の保育料についてですが、アの基山町と近隣自治体の比較はどうかということですが、

基山町は、国の徴収基準額表の階層区分によって保育料を設定しております。鳥栖市は国基準の4階層と5階層を3段階に、6階層を4段階に、7階層を2段階に分けて、階層が上がったときに負担が少ないように分割がされておりますが、5階層では4歳児、6階層以上では3、4歳児が高くなっております。

みやき町、上峰町は4階層以下と3歳未満児で単価を引き下げて負担軽減を図られておりますが、5階層、6階層で3、4歳児が高く設定をされております。

イの保育料が高くて負担が大きいという保護者の声をどう受けとめているかということですが、すべての階層や年齢層で高いということではないとは思いますが、特に低年齢層の保育料で近隣市町よりは高いと感じております。

それから、ウの値下げ、段階の見直しはあるかということですが、今後、見直しを進めていきたいと思っております。

(4)職員について、アの各園ごとの正規職員と臨時職員の数を示せということですが、

基山保育園の正規職員は13名、臨時職員が14名、それから、たんぼぼ保育園の正規職員は13名、臨時職員1名となっております。

それから、イの臨時職員の正規職員への移行の希望があるかということですが、これについては把握はしておりません。

それから、ウの正規職員をふやすことを考えているかということですが、4月1日から1名新規採用を予定しております。

(5)の民主党政権が2013年度から導入を検討している育児政策「子ども・子育て新システム」について見解はどうかということですが、

先ほどのお話のとおり、子ども・子育て新システムは平成25年からの施行を目指し、平成23年の通常国会に法案を提出する予定で審議が進められています。このシステムは、すべての子供への良質な生育環境を保障し、出産、子育て等の家庭と就労の両立支援、新しい雇用の創出と女性の就業促進などを維持することを目的としており、これにより好きな保育園を選べるようになる、待機児童がなくなる、家庭で子育てしている人にも支援がふえる等の具体的な効果が見込まれるとされております。また、この制度の実現のため、国庫負担金、補

助金、事業主拠出金など財源も一元化され、交付金として市町村に交付され、市町村は独自の裁量でその交付金を配分し、子育て支援サービスを実施するというものでございます。

特に新システムの目玉とされているのは、幼保一元化や多様な事業主体の参入促進等ですが、従来の世帯の経済力に応じた応能負担からサービスの利用状況に応じた応益負担になることや、いろいろな事業主体の参入により逆にサービス低下を招いたりしないかとの不安の声が上がっているようでございます。まだ、このシステムについては具体的な内容などは国から示されていませんので、今後の動向を見てからになると思います。

2番の生活道路の整備について、(1)歩行者の安全のため、生活道路でまだ整備不十分な箇所はどういうところがあるかということです。側溝のふたとか段差、歩道の盛り上がり、街灯などということですが、生活道路につきましては、側溝ふたがないところや、歩道の植栽の根によって盛り上がり、舗装面の陥没等が考えられます。

(2)の住民の要望と改善までの道筋はどうなっているのかということですが、要望等があれば、今後はまちづくり基本条例に基づき、窓口の一本化を図ってまいります。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの年齢別の数字ですけれども、基山保育園の5歳児34名が零歳児からそのまま少しづつ数がふえてきていますが、4歳児と比べたときにがたっと20名近く少ない報告が今ありましたが、それは3歳児のころから数は少なかったのでしょうか。ここだけ、5歳児なのに50人、60人いてもいいはずなのに何で少ないのでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今の分については、ちょっと今、前年度、前々年度ぐらいの資料を持ってきておりません。どういう理由でというのはちょっとわかりませんが、基本的には3歳ぐらいから入られると同じような形で4歳、5歳まで残っていただきますので、この数字で大きく差があったというふうには思っておりません。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

この質問をしたのは、後のほうでもつながりがあるかなと思ってでした。

回答では言われなかったのですが、園児の定数は基山が250人、たんぼぼが90人ということですよね。そしたら、その定数に対して基山が199人、たんぼぼが90人に対して120人で、基山は定数割れ、たんぼぼは定員オーバー。基山の定数割れですけれども、最近零歳児からの子供がとてふえて、それに対応が大変だということも聞いていますが、3、4、5歳児がなぜこんなに少ないのか、その主な理由、両方の主な理由ですね、わかりますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

確かに3、4歳、5歳児からゼロ、1、2歳にだんだんシフトをしているという感がいたします。ただ、先ほど言いましたように、4歳、5歳児あたりが少なくなっているというのは、全体的な少子化の傾向もあろうというふうに思っています。

じゃあ、基山保育園に行かずにほかのところに行ってあるということも考えられますが、たんぼぼ保育園はここ何年かこういう状態で、これ以上は入れない。最高でも、いつか御説明したかもしれませんが、123名までが今の施設、満杯状態ということですから、あと幼稚園とかに行かされているのかというのを調べると、その幼稚園のほうも、極端にそちらのほうに流れていっているということではないようです。全体的な少子化の傾向かなというふうには思っております。

それと、確かにだんだん入園児を低年齢のほうにシフトしてきますので、早くから預けられると、小さいうちからですね。そういうふうな傾向になっているというふうには思っております。

それと、定員の関係につきましては、たんぼぼ保育園は90名が定員です。ところが、今の状態、国のほうも待機児童が出るというようなことで、いろいろ緩和措置をしております。一応法的には120名オーバーしておりますけれども、問題はないと。基山保育園のほうは250名が199名ですけれども、これは若干後からずっと追加で入ってくる場合があって、200名を超したりという形にはなろうかと思っておりますが、先ほど大山議員が言われたように、小さ

い子がふえているということで、そちらに人員を充てるというようなことで、あとこれをど  
んどんもし250名に近いような数字に持っていかうとすれば、臨時職員を探してそこに充て  
ていかなければならないという状況もございます。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

比較の中でたんぼぼがオーバー、基山が定員割れという、そのところの主な原因がある  
ように思います。今、担当課長は言われませんでしたけれども、何かあるのではないかと思  
うのですが、どうですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ちょっと私のほうもそこら辺ははっきりつかんでおりませんが、確かにたんぼぼ保育園の  
ほう、民間ということもありまして、モンテッソーリ教育とか、いろんな英語教育を取り入  
れているとかという、自由度が高いといえますか、そういった運営をされておりますので、  
確かに人気はあるということでございます。

ただ、比較して、じゃあ基山保育園が悪いのかということではないというふうに思ってお  
ります。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

調整はされませんか、こども課のほうで。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

以前は3号線から下のほうはたんぼぼ保育園、西側のほうが基山保育園というようなこと  
を最初はしていたようです。ただ、いろんな保護者の方の希望もありまして、そういった調  
整はしておりません。勢い最初の希望とか、今まで来られた子供さんを優先するとかいうよ  
うな流れからこういう形になっております。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

たんぼぼのほうで人気があるとかと今おっしゃいましたけれども、申し込みに来られて、やっぱりもうこれ以上受け入れかねるといふときの待機児が今までにありましたか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

そういう話はもちろんあっております。ただ、こちらに行きたいから、あちらに行きたいからという話で、希望は確かにあります。ただ、それが全体的に待機児童という、県とくに報告する分に入るのかという、そうではないので、そういう枠がありますので、県の報告にはなりません。もしたんぼぼ保育園のほうでそちらに行きたいと、でも満杯で行けないからということでも言われても、一般的には待機児童とは言えないというふうに思っておりますので、そういう形のこともございます。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

大都会では、この待機児がとても大きな社会問題とまでなっています。ですから、今度の民主党政権が新システムでそれなども緩和ということで政策を打ち出しているものと思いますが、基山の場合は深刻なというのではないだろうというふうに思いながら、先に進ませていただきます。

園長の件です。

1回目の回答で、メリットは行政全般のことがわかるということでは言われましたけれども、私はデメリットのほうが多いのではないかなと思いますが、それについては、メリット、デメリットを教えてくださいと聞いていましたが、答えられていません。

保護者のほうから、園長先生は役場の課長さんより長く保育園の先生をされた方がいいというような、そういう声は把握していらっしゃるのでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

以前はそういう話も聞いております。ただ、ここ何年か、特に子育て支援系のほうに直接、いろんな苦情等があれば電話がかかってくるわけですが、そういったことで連絡はあっておりません。以前、そういうのもあったということでは聞いておりますけど。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

きついことを言うようではけれども、デメリットはやはり端的に定員割れにあらわれているのではないかと思います。どうですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

そういう保護者の方が言われた意見などを聞けば、そういうこともあり得るかもしれませんが、私たちがとしては、先ほど町長が答弁いたしましたように主任という保育士を置いております。その主任がクラスから離れて、もう完全な保育全般を仕切っていると。園長職の保育の詳しい内容については当然プロですから、そちらのほうの補佐をしっかりやっているということでございます。

それと、園長につきましては、こちらのほうから事務職員という形で行っておりますが、保育園の全体の運営、保育のことをもちろん主に考えなければならないと思っておりますけれども、保育園の全体の運営も考えて、こちらの本庁のほうとのつながり等もいろいろありますので、その連携をとってやっているということですので、それぞれメリット、デメリットはあると思っておりますけれども、今のところは町長が答えられた内容だというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

そして、基山保育園は——たんぽぽも園長先生は保育職ではないというふうには聞いていますけれども、私が今問題にしているのは基山保育園のほうですから、なぜ行政職が園長をしているのかの主たる理由と伺いますか、その回答がありませんが、それについても再度



お聞きします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

町長のほうの回答の中に、確かに大山議員言われたように保育のことだけを考えて、それはもちろん保育士の経験、保育士の免許があって、小さいときからずっと経験があってというのが当然よかろうとは思いますが。

ただ、保育園の全般的な運営とかになりますと、行政的な予算の面とかいうこともございますので、そのあたりの連携を図るためということもありまして、保育の詳しい内容については主任保育士がしっかり補佐をやるということと、あとちょうど全体の職員管理もありますので、そういったことを考えると、事務職員でも連携がとればやっていけないのではないかということで判断されておりますので、今のところはそれが回答という形になるというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

済みません。別の理由を私が求めていたということになるのかもしれませんが、ちょっとそれは先に進ませていただきます。

当面、このまま行政職を充てていくつもりのようなのですが、なぜ保育士の経験者を園長にしないのかの納得できるわけがありますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ちょっとさっきと同じような回答になるんですけど、それは大山議員言われるように、保育園、保育所、そこだけを考えれば、確かに子供とずっと接してきた保育士上がりが一番いいのかなというふうには思います。

ただ、基山町の行政全般を考えて、保育園の管理とか、人事の面とかということを経合して判断されたというふうに思っておりますので、それ以上は私のほうからは言えないというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

町長、いいですか。町長。

○町長（小森純一君）

保育園の園長については、いろんな見方、考え方があろうかというふうには思います。しかしながら、私としましては、先ほども申しますように管理運営と申しますか、そういう部分と、それから、やはり保育というような専門職の部分とございますから、それを両方のいいところを出し合っていると申しますか、プラスして、ミックスしてやっていくということのほうがいいのじゃないかということで、一応私の人事権と申しますか、そういうことで今やっておるようなわけでございます。

議員がデメリット、何をおっしゃっているのか、ちょっとわからない部分もございませけれども、これはひとつ私の人事権ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

何か回答に困るような質問をしたのですかね。ちょっと違うと……（「考え方の違い」と呼ぶ者あり）

保育園の概要とたんぽぽ保育園のしおりがあります。基山保育園の概要には、子供たちを預かる上で一番大事と思える保育理念、方針、目標がここには書かれていません。書かれていないけれども、それはあるのですよね。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今、大山議員が持ってある分について、基山保育園の概要、この分ですよね。確かに一番最初——最初と申しますか、基山保育園にはもう一つ概要というのがあって、これに基本方針とかというのは書かれています。これが冊子になっていますので、これは毎年つくれなかったということで、こういう数字的なものだけをこちらのほうに載せております。一応基本的には基山保育園の最初のころの概要について、そういう基本方針とかというところは載っております。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

入園児の説明会などがあるときに、そしたらこれは配付されるわけですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

基本的にはするべきだというふうに思っていますが、ここ数年、配付したかどうか、ちょっと私も確認をしておりません。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

例えば、転入してきた親が両方どちらも認可保育園、どちらに入れようか情報がわからない。両方に行って、いろんなことを——こども課に行ってといいますかね、直接保育所に行くのではなくて、そして、これとこれを渡されるのが普通ですよ。渡されないと、どっちを選ぶかの判断がつかないと思いますが、もし渡されたとして、たんぽぽ保育園のほうがやっぱりいいよねと思いますが。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今、たんぽぽ保育園の持つてある分を全員の方に配られてあるかどうか、ちょっとわかりません。支援系のほうでそういう保育園を紹介するときには、入園の手引というのが別にあって、これには保育料とかも全部書いている分ですけれども、同じたんぽぽ保育園用と基山保育園のがありますので、もちろんこちらから両方とも必ず渡すということではありませんけれども、常時見れるような状態にはしております。

それにたんぽぽ保育園とか、基山保育園の簡単なPRとか、そういうことも書いてありますので、そういうものを渡すということと、あと入園をされるときには、まず面接に行ってくださいということで、各保育園に行っていただくようにしております。その中で、いろんなことを主任保育士なり、園長なりが保護者のほうに伝えております。そこで最終的な判断を保護者の方がされるということですので、そういう運営の思想が伝わっていないというこ

とではないと。保育園のそういう趣旨が伝わっていないということではないというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

総合的に判断したときに、やはり基山保育園に預けたくなるという要素が少ないように私は思います、申しわけありませんが。

今、課長が答弁されましたけれども、園長というのは、例えば、学校の校長先生と同じですから、事あるごとに日ごろから入園式、卒園式、そういうときに子供たちをどう育てていきたい、どう育てました、そして、この行事はこういう目的を持って、これを今まで頑張っけて子供たちが演技をしますので、どうぞ保護者の皆さんというような、そういうのを事あるごとに言うべきだと思うんですよ。私の経験からも校長先生はそういうことをずっとされてきましたので、それが基山保育園は行政職ということで、そういう観点で子供を預かる親とのつながりを持っていていっしょののかな、持っていていっしょにならないのならば、これからそれをきちんと持って保育に携わっていただきたいと思います。

1回目のときも言いましたけれども、男女共同参画社会の実現から言えば、これからは要望になります、基山町は今、管理職が一人も女性はいません。育てるという観点が、私4年間そばで見してきましたが、余り見受けられません。手始めに——手始めと言ったら悪いけれども、保育園の園長さんを保育士、経験豊かな方から出していただくというのを強く要望しますが、そのことについて町長どうですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

女性園長、それはまた別問題じゃないかというふうに私考えます。男女共同参画、これは大事なことだということですが、それじゃ、保育園の機能を果たす上で、それじゃ女性をやろう、保育の経験者を、ベテランを園長にするというのがすべてではないと。それはそれで、その方々が主任保育士もいっしょのし、保育士の方もいっしょのから、そういうことでしっかりやっていただくと。

そしてまた、先ほどおっしゃいましたけれども、園長がふなれで、何も子供たちにもそう

いう園長のあいさつとかなんとかにしてもそれらしいことをしていないというような、そういうこともあったと思うんですけども、それはそれで私はやっぱり園長は果たすべきで、園長として果たすべきで、そして、主任保育士と一緒にってということ、これがむしろいいのじゃないかなというふうに考えるので、先ほどの繰り返しになりますけれども、人事ということでそれを今やっておるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

ちょっと急に聞きますが、鳥栖の認可保育園は行政職の方が何人いらっしゃいますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

これは地区で、東部地区とか、鳥栖地区とかという形でずっと分かれております。その中でちょっと調べさせていただきました。鳥栖地区には保育園が13カ園あって、公立が4カ園ということで、この4カ園だけ確認しておりますけれども、保育士さんの経験のある方が園長職をされているということでございます。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

町内のいろんな全般的なことで行政職がということはそれなりにわかりますが、今後として、やはり経験のある方を園長にということ強く要望して、次のほうに行きます。

保育料の改善です。区分の見直しをされるということで、余り多くは言いませんけれども、これを見ますと、やっぱり鳥栖のほうが高い部分もあるんですね。ちょっと確認ですが、例えば、一つだけ取り出してみたときに、先ほども小さい子の負担が大きいというふうにおっしゃいましたが、基山の6階層の乳児ですね、月額61千円で、鳥栖は区分のD7で44千円、その差が17千円、年間になると、12カ月単純に足すということにはならないのですが、204千円の差があるんですけども、現実こういう子を基山で預けられたことがあるのですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今の御質問ですけれども、第6階層ですね、今言われたところは47名の方が今おられます。基山のほうは乳児、それから1、2歳児、3歳、4歳と分けておりますけれども、これはちょっとどういうバランスで入られているかわかりませんが、そういう方もおられるというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

これは早急に改善していただく。けれども、きのうの回答では23年度は無理だろうということですよ。なるべく23年度に改正ができればと思いますが、そこで、5階層の4歳児、それから6階層の3、4歳児以上は鳥栖が2,100円から2,300円基山と比べて高いのですよね。今度、階層の見直しをされるときに、その段階のところは鳥栖に合わせるとかということにはならないでしょうね。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今試算をしているところでは、ちょっと幾つかやっているんですけれども、単純に今の基山の年齢、乳児、1、2歳児、3歳児、4歳児というのは変えずに、一つやってみると、今の基山の金額から下の階層の間を分割するということです。例えば、5階層の4歳児、27,700円です。鳥栖市のほうは30千円になっていますけれども、そちらに合わせるということは考えておりません。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

安心しました。ありがとうございます。

一昨日、後藤議員の発言の中に、例えば、大津町が40千円以下ということを言われました。子供によっては親の所得で随分何といたしますか、動きがあるので、所得によって次の年は少

し低くなった、所得によって次の年はぼんと高くなった、40千円以上になった、そういう負担感を減らすために上限というものも含めて検討していただきたいと思って、次の項に移ります。

保育園の正規が13名、臨時が14名ですが、その内訳、保育士だけでいいですが、わかりますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

臨時職員さんの内訳ということですか。

○1番（大山勝代君）続

13、14の合わせての——済みません。先ほどの回答、13、14ですよね。これは事務も調理員も含めての数でしょう。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

保育士だけです。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

わかりました。国が運用の弾力化をいろんなところでしていますが、保育園についてもいろいろあっているようです。正職員が、ちょっと調べてみたら、8割から5割に引き下げていいということになっているようですね。それと合致しているのかなと思いますが、臨時の方がやはり正職員になって、将来的に本当に頑張りたいと思われるときですね、把握していませんとおっしゃいましたが、これは要望になると思いますが、やっぱり試験を受けて、そしてまた、いろんな選考、採用になると思います。そういう方がいらっしゃるのかどうかの把握をされて、奨励して便宜を図られるように、園長先生、それからこども課のほうの配慮をお願いしたいと思います。

そして、ことし1人採用ということですが、5割以上になったらいけないということではないんですよね。だから、以前と比べて正職員をふやすという方向で行政全体として、いろ

んな財政的なことはあると思いますけれども、私としては正職員をたくさん、ほとんどという事になってほしいと思っています。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、職員採用につきましては、これは県の統一試験を受けていただいて、年齢幅、それから条件等はある程度幅を広げております。そういった規定の中で統一試験を受けていただいて、合格しない限り、採用は難しいと思っております。

それから、正規職員数につきましては定員管理の中で行っておりますので、今後、定員管理以外に採用という形は、再任用をなるべく図っていくような方向しか今のところは考えておりません。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

わかりました。次に行きます。

先ほど町長、詳しく新システムについて述べられましたけれども、もしこれが仮に23年度から実施されるとしたときに、今の保育行政よりもよくなると思われませんか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

まだ私もこれ、詳しくは存じません、申しわけございませんけれども。しかしながら、直接的によくなるかどうかというのはちょっと別にしましても、財源が一元化されるとか、交付金が自由に裁量で使えるとか、そういうのからすれば、私たち地方の小さな自治体としては、その運用の仕方ではよくなるんじゃないかというふうに思っております。

制度的に果たしてそのほかのいろいろがどうなるかということは、ちょっとまだわかりませんので、答えられません。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）



ここに2月19日付の佐賀新聞の論説の切り抜きを持っています。大きく見出しに「公的責任後退させるな」と書いてあります。随分やっぱり公的責任、今、行政が行っている保育行政、それが後退する要因、新システムで出てきたものは幾つもありました。問題点が今、国民にほとんど知らされていません。だけれども、その少ない情報の中から私は幾つか新聞の切り抜きを持っていますが、まとめて言えば、これは4つに大きくまとめたときに、マイナス面ばかり言いますけれども、企業などが参入できるようになるので、基準緩和で大きくもうけの対象になりますよね。ですから、保育の質が低下する懸念は大いにあります。

そして、先ほど言いました公的責任が後退していきます。保護者の利用料が時間とかいろんなところで細分化されて、負担が増大します。ですから、低所得者の親は子供を預けられなくて、今も問題が起こっているようなことが起こる可能性があります。そして、保育労働者の条件が悪化していきます。

そういうことから考えたら、やはり今、基山町が子育て支援策でいろいろ乳幼児医療費拡大とか、そして、今度も見直しをしようとかという助成を推進していかれるときに、少子化、そして人口減少に歯どめをかける努力を今されています。ですけれども、これが施行されて実施されるということになったら、本当にもう困ったことになります。私は絶対この導入は許されないと考えています。

ですから、先ほども言いましたように、皆さんがまだ余り知らない。町長もおっしゃいました。そういうことですから、今後もこのことについてはまた質問なりで出させていただきますが、その中の中に書いてあるのは、長野県議会が反対する意見書を出しています。よその県議会も数県出しています。ですから、このことも含めて今後の課題として、保育サービスの充実については終わりたいと思います。

道路行政、生活道路の整備についてです。

先ほどの回答はとても簡単でしたけれども、私が聞いているのは、例えば、町全体の側溝がたくさんありますが、ここには側溝のふたがついている、この場所は何メートル先からついていない、そして、別の場所に行ったらきちんとそれはついているというようなことの把握といいますか、マップといいますか、そういうものを持っていらっしゃいますか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されました側溝のふたがどこにあつて、どこにはちゃんと架設されて、どこにはされていないという、その確認まではできておりません。しかし、現地を回ったときに状況把握は少しなりともしております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

もう随分前から、この生活道路の整備については町民の方、区長を通して、それから、私たちが整備をしてほしいということを言っていますよね。特に側溝のふた、それからカーブミラー、段差などの、先ほど課長は確認していないと言われましたが、確認するつもりはありますか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

以前から側溝整備は課題であったと思いますが、今まで側溝の整備につきましては、近年では高下町、寿町、神の浦地区、そして、最近では高島団地の側溝整備を大々的な形で行われて、整備に努めております。

これによりまして道路整備を進めていると思いますけれども、カーブミラー等はどうなっているかということですが、カーブミラーというのは、どうしても交通安全上見えにくいところ、そういうところに設置しますので、そこら辺の状況把握は地元からの要望といいますか、そういうことで確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

地元からの要望が出しやすい地区と出しづらい、不便はとても感じているんだけど、出してないというようなのが何かあるように思うんですよ。なぜかといいますと、何回もアンケートのことを言って恐縮ですけども、道路、側溝、歩道、街灯、ガードレール、カーブミラー、信号、公園、公共施設などで不便に感じることを、改善してほしいことがありま

したら何でもお書きくださいとして回答を求めています。100個近くありました。

そして、私が感じたのは、けやき台地区のいろんな不便を感じていらっしゃる方がとても多いのに、それが担当課には余り来ていないのかなと思います。私の住んでいる10区では、割とこのところいろんな整備をしていただいて、とてもよかったと思っています。そういうことを含めて、町の人を感じていらっしゃる不便な箇所、それに対して役場がここは早う修理せにゃいかんとか、改善せにゃいかん、改修せにゃいかんとか、そういうものが待ちの状態であるのならば、やっぱりそれは積極的に言われんけれども、ここは多分こういう不便があるだろう、しますよということをお取りしてしていただきたいというふうに思いますが、それは無理な要望ですか。

**○議長（酒井恵明君）**

まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）**

今、けやき台の例で申されましたけれども、うちのほうでもけやき台地区につきましては、歩道の根の盛り上がりですね、歩行に不便と、危ないということで状況は把握しております。それにつきましては、限られた予算の中ではございますけれども、そういうふうな解消には努めていきたいと思っております。

先ほど申されましたけれども、やっぱり私たち現場を見て、地元から要望がなくても危険な箇所、そういうことについては対応しなければならないとは思っております。

**○議長（酒井恵明君）**

大山勝代議員。

**○1番（大山勝代君）**

町の人々の要望の中に、役場の人々は車でぐるぐる回るんじゃないで、歩いて、実際私たちが歩いているところをちゃんと見てほしいということをおっしゃっていますので、それもちょっとつけ加えておきます。

5カ月前だと思いますが、私のうちの近くで軽自動車と自転車の接触事故がありました。詳しくは説明しませんが、もしそこにカーブミラーがついていたら事故は起こらなかったのではないだろうか、後で考えたときですね。そして、側溝にふたがあれば、けがが大きくなって済んだのではないだろうかということがありました。

結論から先に言いますと、側溝なり、カーブミラーなりを早急に全町内、計画的につけて

いただきたい。それは一遍にだーっとということにはならないでしょうから、年次計画を立てていただいて、そして、予算がこれこれ要るということ、ある程度の計画を出していただきたいと思いますが、できませんか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

実際その地域で生活してある方が一番その状況はおわかりかとは思いますが、町の職員がその中身まで具体的に把握しているかと言われれば、ちょっと把握できません。ですから、先ほど言われましたように、カーブミラーは事故防止の抑止策と、あったから事故はなかったという考え方もありますけれども、あくまでもそれはカーブとかでは見通しがどうしても悪うございますので、自動車なり自転車を運転されるときにはある程度の速度の抑制といたしますか、そういうふうなことも心がけていただきたいと私たちは思います。

しかし、カーブミラーが原因でと言われると、ちょっと問題があるのかなとも考えるところでございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

例としてカーブミラーなり側溝のふたなりを言っていますけれども、私がお願いしたいのは、そういう年次計画を今からつくって整備をする意思がありますかということです。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

道路の整備計画は現在のところ立っておりませんが、そのような問題があるということにつきましては、地元で区長さんが代表でおられますので、区長さんにお話を伺って対応できるところはしていきたいと思っております。（「整備計画」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

年次計画……

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君） 続

年次計画は、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

何かやっぱりねちねちと突いていかんのかというの、一般質問のやり方が4年間で少しずつ、ようやくわかってきました。ただ、きのうずっと考えていたんですよ。考えてみたら、今度、初めの町長の回答は正論ですよ。まちづくり基本条例ができますから、例えば、私たちが今把握しているそういう不便な箇所などをもう一度きちんと、役場の担当課の方が各地区に配置されるということですので、一緒にウォッチングをしていって、そして地図に落として計画を立てて、窓口の一本化ということでこれからは機能していくということを、まちづくり基本条例が生きていく意味で私たちも本気になって考えなければいけない道路行政の進め方だろうと思いました。

ということで、私の一般質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時5分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

## 日程第2 第2号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第2. 第2号議案 基山町まちづくり推進審議会条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○5番（片山一儀君）

2点質問します。

1点は、「学識経験者」という言葉が使われるんですが、その定義は何でしょうか。

2点目は、今まで委員会あたりを傍聴させていただいたんですが、今までは委員長の許可が必要だということになっていますね、いろんな委員会がですね。だから、委員長が最初の

会議のとき、委員長が決まるまで委員会の傍聴ができないんです。これは開かれた委員会、開かれた行政という観点からは非常に不都合じゃないかと思います。したがって、その委員会の傍聴規定を変える必要があるんじゃないかと思うんですが、それについての御見解を伺いたい。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

「学識経験者を有する者」という定義でございますが、ほかにもいろいろと学識経験者の方、入っていただいている委員会ございます。一応基本的には大学の先生、あるいはそれに精通する方、経験豊富な方、こういう方を学識経験者として選ばせていただきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

委員長の決まるまでの傍聴に関しては、第1回目に委員長が決定するまでの間の件を言われていると思いますけれども、その件については、なるべく委員長の裁量をどういう形でするかというところにあると思います。言われているのは、委員長を決めるまでのところも傍聴したいということでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

傍聴したいとかしたくないとかいうこともあるんですけども、基本的に開かれた行政にするか、行政の透明性があるかということなんですね。委員長にその権限を与える必要があるかどうかということなんです。だから、ここの規則さえ変えればどうってことないんですし、最初に町長等がその委員会についての大きな方針等を話されるのは、全然住民というか、町民が聞くことはできないということなんですね。だから、聞きたいかどうかということじゃなくて、もっと開かれた行政と行政の透明化という視点から、この委員会条例の傍聴規定ですかね、あれを変える必要があるんじゃないかということです。

それから、今お答えをいただいた学識経験者、これは後でもう一回質問しますけれども、

大学の先生、あるいはそれに準ずる方というのが認識ですか。これ今2人となっていますね。そういう認識でいいのかどうかですね。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

大学の先生は必ず1名は入っていただきたいと思っております。あと1名につきましては、それに精通する方、経験豊富な方といたしまして、今うちのほうで考えておりますのは、まちづくり基本条例にずっと皆さん携わっていただいておりますので、そういうふうな方から選ばせていただければなということ今考えているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

傍聴規定については、議会の傍聴規定となっておりますので、その審議会の中では、委員長の許可を必要とするという項目等もうたわれているところがあると思いますので、先ほど言われました開かれた行政の範疇の中では、その辺もまた検討はしていきたいと思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

議会傍聴規定という言葉が言われたですね。議会の傍聴規定はあります。そうじゃなくて、委員会のそれをという話をしているんで、混同してもらっても困るんですね。議会もやっぱりこの透明化、議会の透明化と言われているときですから、これは議会で考えていかなければいけないということですが、行政のほうのことを私は申し上げているんでね、議会のことを申し上げているわけじゃありませんので、誤解のないようにお願いしたい。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

一般質問でも少し質問したわけですがけれども、私たちがまちづくり基本条例の中で審議したのは、第27条の基山町まちづくり推進審議会、この設置の27条ですね、この中身について

は審議しています。

今回、出されているのは、これに基づいて設置されます基山町まちづくり推進審議会の条例ですね。具体的中身に入っています。

そこで1点は、大変重要な中身が含まれていますので質問いたしますけれども、第2条に掲げられております所管事務、第1項、第2項、そして第5項を含めて、大変な権限をこのまちづくり推進審議会に与える形になります。皆さんのお手元にも配付していただきました解説、19ページの第2条の解説の中に、途中でこういう文章がありますね。「町長が採用しなかった提案等が、審議会で採用すべきの方針が出ることも考えられます」と。これは当然こういうことも考えられますね。これについては、これはまた町としても審議会から出た部分については、これはまた答申するというふうな中身になりますね、当然。その後の文章からすると。そうすると、どれだけの権限をこの審議会に与えるのかという部分はやっぱりもう少し慎重にならざるを得ないし、議会としてもここについては議論をしなければならないというのが1点。

それと、審議会の委員が7名という数ですね。この7名の数というのは、学識経験者が2名から出されておりますけれども、私は、この7名に余りにも権限が集中すると。おまけに、公募が2名、そして町民活動1名、あと地域コミュニティー1名、事業者1名と。その7名から1名が会長になると。これ6名がですね、またこれは偶数という問題もあるんですけども、本当にこの数でいいのかなというのも審議しなければならないと思いますけれども、今言われました所管事務、この権限と、これ委員会の委員数については、これはどういう議論のもとにこの内容が出てきたのか、まず説明をお願いします。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

委員会の中身の審議といたしまして今掲げさせていただいておりますが、余りにも力を持ち過ぎるんじゃないかということでございますが、当然まちづくり基本条例に基づきまして、皆さんの御意見とか要望とか受ける際に、どうしても偏った形になってはいけないということがございます。職員の中での判断で偏った部分があってはいけないということで、この推進審議会の中でそういう公平な立場で審査をしていただきたいということでございまして、仮にここで町長のほうが採用しなかった件について、採用しなさいということになった場合



につきましても、当然また我々のほうで検討しなければならないと思っておりますので、答申としてそのようなことが出たから、そのまんま受けるということにはならないと思っております。

それと、委員さんにつきましては、一応補足説明で申し上げましたが、やはり団体の方とかは特に必要だろうと。いろいろな計画つくっていただく際には主としてなっていていただくという機会が多いということで、まずは町民活動団体、それから、地域コミュニティ関係者等の方をまず優先的に決めさせていただきまして、あとは学識経験者、先ほど申しましたが、学者の方、それと、まちづくり基本条例にずっと携わってきてあります、いろんな部会とか開いてしておりますので、そういう方の中から、それと公募を2名、これは公募2名で、バランス的に公募2名の位置づけが2名というのがよかろうということと、あと事業者、企業関係の方を1名入れさせていただきたいということで、結果的に数を定めていって7名ということにさせていただいているところでございます。

**○議長（酒井恵明君）**

重松議員。

**○2番（重松一徳君）**

いや、私はこの推進審議会条例が不要と言っているわけじゃないんです。大事な中身なんです。大事な中身だからこそ、慎重に審議をしなければならないというふうに思っております。

それで、提案されて補足説明を聞いて、今、ここで審議しているわけですけども、なかなか時間的余裕が私はないのかなと。やっぱりこれもう少し慎重に審議したほうがいいというふうに思っているんです。ちょっと議長のほうにもこれお願いしているんですけども、これ、例えば議案審議が終われば総務のほうに、多分委員会のほうに付託されるんだろうと思うんです。しかし、まちづくり基本条例は、これ特別委員会を設置してしたんですね。だから、もし本当にこれ真剣にやっぱりもう少し考えなければならないという場合は、これはやっぱり連合審査にかけるか、もしくは特別委員会を設置するかというふうなことをして審議しなければならないというふうに私は思っております。後の議員さんの方々からも発言も出るだろうと思いますけれども、これ必ず今議会で、本議会3月議会で取り扱わなければならない特別な理由は何かありますか。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

まちづくり基本条例の施行が4月1日ということになっておりますので、その関係上で審議会条例も4月1日からお願いしたいということで、今回、出させていただきます。

ただ、もし継続審議ということになれば、その期間につきましてはできるだけ早目にお願いをいたしまして、審議会等につきましては委員さん等の選定も必要になりますし、第1回目とのかく審議会を早目に開かなければならないというふうに考えておりますので、そういう位置づけで4月1日からできればお願いしたいということでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

ぜひ今言われた部分で議長のほうにお願いしたいと思うんですけども、なぜこれを行っているのかというと、当然こういう審議会も必要なわけです。

それともう1つは、同時並行的にこれ議会の中にもチェックできる機能をですね、これは特別委員会になるから、これは後の問題ですけども、議会の中にもやっぱりチェックできる体制をつくと。それが私が言う町民と議会と執行部と3者でやっぱり進めていくんだというふうな中身になると思うんですね。今、どうしてもこの中身からすると、執行部と町民が一緒になって、そこに議会がまだ入り切っていないというふうにあるんですね。だから、時間的余裕がもしあるならば、議会としてもチェック機能を果たすために議会の中に審議会なり特別委員会なりをつくり、時間的余裕も欲しいと。これもう後の関係もありますので、私はこれ以上言いませんけれども、そういう関係で議長のほうには取り扱いもお願いしたいというふうに思っております。回答は要りません。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

全体のまちづくりは全員で協議した内容でありますから、ちょっと総務の立場ですけど、二、三質問させていただきます。

基本条例の検討の委員会の審査等でも、このことについては私は最初からこの審議会の権限の強さというんですか、役割の重さというか、重過ぎるぐらいのあれを与えているという

ことで、議会並み、あるいは議会以上のということは申し上げておりました。特に第2条の3号、4号、まちづくり計画策定団体の認定に関する事項、それから、町民参加の方法及び提案に関するサービスの妥当性まで検討すると、それから、異議申し立ての妥当性まで受けるということの説明がありました。それから、条例の改正に関する諮問までです。それから、なканずく、この第2条の、これが2項ですかね。要は、町の諮問以外にも、審議会側から問題があれば提言することができるという、この項目がなぜ必要なのかですね。そのことがもう一つよくわからないし、もし本当に基山町としてこの審議会にこれだけの責任と権限を与えるのであれば、逆にこの審議会のメンバーの公平性とか中立性をどのように担保するんですかと、そのことがまず第1点。徹底的に私、その補償がなければ利害に絡む関係があるわけですね、(3)とか(4)は。そういうことを判断するところに、本当にこの審議会の委員は、例えば議会みたいに選挙で選ばれた人だったらまた違いますよ。どのような形で選出されてきて、どういうメンバーを町長が任命するかということによって、物すごくここに問題の場面も非常に多く入ると思うんですよね。要は公平性と中立性、審議会の公平性と中立性はどういうふうに担保するつもりですかと。全部公開して選出経過をオープンにするぐらいのものがないと、この(1)、(2)、(3)、(4)、(5)と2項の権限を与えるのであれば、それぐらいのものが要ると思うんですが、そのことが第1点と、もう1点は、委員の任期が4年、2期8年までできるということでもあります。これも非常に長いのではないかなと。これだけの重たいことをお願いするのにですね。今、行政区長とか、いろんな委員、2年任期、4年任期というのは教育委員さんがそうかな。あと監査委員とか、法律で決められたのが4年とか3年、大半は2年ですね。そういう意味での長さで、いわゆる協働のまちづくりという観点でいけば、いろんな幅広い人材をこういうところに持ってこにゃいかんということになればですね。例えば極端に言ったら、7名の人材は8年も固定するということもあり得るわけで、その辺の委員の任期、そのことは先ほどの公平性、中立性と同じ観点の中から課題があると思うんですよ。その辺いかがですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

今御指摘の委員の公平性、あるいは中立性ということでございますので、これはもう当然そういう立場で人選を行わなければならないと思っております。ですから、この人選を行う

際には、当然オープンの方でこういう方を選びましたと、こういう理由で選ばさせていただきましたということは、皆さんにちゃんとお知らせをしなければならないというふうに思っております。

それと、委員の任期でございます。確かに4年というのは長いと感じられるとは思いますが、ただ、これにつきましては、条例の4年の範囲内ですかね、（発言する者あり）申しわけありません。条例の検討期間、4年を超えない範囲内ということに定めておりますので、これに合わせてさせていただいておりますのと、やはり最初のまちづくりの関係ですので、できましたら、最初はある程度固定された委員さんで審議をいただければなということを思っているところでございます。

**○議長（酒井恵明君）**

後藤議員。

**○3番（後藤信八君）**

その質問の中でちょっと回答を求めたいんですが、要は、特に第2条の2項を設けた理由は何ですか。わざわざここまでの、町の執行機関、町長がまちづくり推進条例を本当にうまくやっているといるかどうか、本当にやっていくにはどうしたらいいかということを検討してもらうための諮問機関としてやるのであれば1期だけで十分のはずですけど、それをわざわざ第2項まで持ってきて審議会側からやるということについての、これも議会そのものですよね。議会というわけじゃないでしょう。それぐらいのもんですね。なぜこのことが必要なのか、その理由は何ですか。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

もちろんうちのほうで諮問しただけを答申してもらうという狭い範囲ということにならないための、委員会にある程度そういう幅広い形をとっていただくという意味があります。それと、やっぱり協働ということですので、そういう形で、委員会のほうもそういう立場でやはり意見を言っていただくというような趣旨をもって第2項を定めておるところでございます。

**○議長（酒井恵明君）**

後藤議員。

**○3番（後藤信八君）**

3回目ですから、ちょっとほかのことを、後でまた総務の中で申し上げますが、この「町の諮問に応じるほか、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは」でしょう。前項の規定というのは5項でしょう。5項の中にすべてまちづくりの推進に関するいろんな検討材料が入るわけでしょう。それ以外に漏れている分があったら困るから2を入れたという解釈になるんですか。これ以上、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)以外にまちづくりに関して諮問漏れとかがあったらいかんからということですか。どうなんですか。これ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に入る形でいけば全部入るんじゃないですか。特に(1)番、(2)番、(3)番、(4)番、これ以外に何の諮問事項があるかなど。諮問漏れがあったら困るから2の項目を入れたと今言いましたよね。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

申しわけありません。私のちょっと説明が悪かったと思いますが、一応(1)号から(5)号について説明をさせていただきますが、第2項につきましては、その内容の範囲内です、ね、極端に言えば、うちが諮問をしていない場合もありますし、例えば採用された中でも、結局、そういうので問題点があるとか、そういうふうな議論もしていただく可能性もあると思いますので、諮問した中身だけをまた再度していただくということじゃなくて、それに関した(1)号から(5)号の中で諮問をしていない部分につきましても、そういう要望があればしていただく場合もありますということでございます。

**○議長（酒井恵明君）**

鳥飼議員。

**○4番（鳥飼勝美君）**

町長があなたのねらいといいますか、協働のまちづくり条例がいよいよ4月から発足して、それに関連する審議会条例がただいまお手元に配付されておるわけでございますけど、この第1条でいう審議会の条例の目的ですね、まちづくり基本条例に基づく審議会ということになっております。ですので、1つ指摘といいますか、問題点をちょっと明らかにしたいと思っておりますけど、第2条がですよ、「審議会は、町の執行機関の諮問に応じ」と、こういうふうな書き方を書いてありますね。これとそっくりなものが基山町まちづくり基本条例の中にあ

るわけですね。町民の人は町の執行機関に対していろんな提案をすることができると。教育委員会とか、固定資産評価審査委員会とか、住民の人がこういう問題について町の執行機関に対してできると。これは反対なんですよね。これは、町側がいろんな問題点をこの審議会に諮問するわけですね。それで、第2条に「町の執行機関」というような文言が入っているんですよ。これは「審議会は、町長の諮問に応じて」というふうにしないと、教育委員会なり、要するに固定資産評価審査委員会、いろんなところが勝手ばらばらにこの審議会に諮問をしていいですよということを第2条でうたってあるんですよ。だから、ここをよその総合計画審議会とか、基山町の他の審議会等については、すべて「審議会は、町長の諮問に応じて」であるんですよ。この条例では、町の執行機関、教育委員会、教育長が勝手に諮問、所管については町長は何らわからないと。ここで「町長の諮問に応じて」ということにしますと、教育委員会がこの審議会に諮問する過程において、町長に対してこういうことを諮問したいと、これでいいのかというのが、町長の総合統括権が地方自治法の147条、町長が基山町を総合的に統括して行うという、そこが発揮されるんですよ。この条例でいくと、町の執行機関がおのおのにこの審議会に対して、まちづくり基本条例運用に対して審議会に諮問できるようになっているんですよ。大きな欠陥があるというふうに私は認識しておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

基本的には鳥飼議員おっしゃるとおりだと思いますが、内容によりましては、例えば教育委員会の学校の関係とか、そういうのに関して意見とか計画とかを、例えばPTAあたりとか出されると。そうなりますと、当然内容の問題ですので、町長が一括してそれを諮問して答申を得るということになりますと、またなかなか難しい問題もございますので、町長が関係する予算とか、そういう問題については統括して一括して諮問をお願いするということがありますけれども、内容によりましては、そこそこの教育委員会あたりが直接諮問をしていただく場合もあり得ると思います。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

私から言うと、そういうふうな理屈をつけなくてもですよ、ここを、「審議会は、町長の諮問に応じ」ということで変えれば問題ないんじゃないですか。これは何でこの言葉が、きょうは係長来てあるようですけど、この言葉が第2条についてきたかというのを私なりに考えると、基山町まちづくり基本条例の中に、町部局、各種委員会を含めて執行機関というふうな規定の仕方をしているから、それがそのままここに持ってきたというふうに私は理解しているんですよ。この時点で「町の執行機関の諮問に応じ」というのを「町長の諮問に応じ」というふうな切りかえがなぜできなかったか。恐らくそこまで考えていないと言うと失礼になりますけど、そこが問題と思うんですよ。私が指摘したいのが、この「町の執行機関の諮問に応じ」というのを「町長の諮問に応じ」というふうに訂正を強く求めるところでございます。

それと、第3条でございます。委員の構成のところでございますけど、7名ということですけど、通常の場合は偶数ですね。委員さんは大体偶数なんです。それはなぜかという、会長なり委員長なりが1人出て、あとは同数にならないようにということではありますが、ここは人数8名なり偶数でしたいということで、以上で、何か御回答になるならいいですけど。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

町の執行機関については、鳥飼議員のほうがおっしゃってありますけど、私たちはそういうふうにとちょっと答弁をさせていただいたところでございます。

委員につきましては、先ほども重松議員のほうからありましたが、結果的に必要な人数を確保した場合、トータル的に7名になったということございまして、委員長が1人入られますから、当然委員長になられます。あと偶数になりますので、同数のときは委員長の判断にゆだねるということで、これは第5条ですかね、そこに定めさせていただいておりますので、そういう形で委員の数を決めさせていただいたということでございます。

**○議長（酒井恵明君）**

鳥飼議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○11番（原 三夫君）**

私も今鳥飼議員が言われたように、第2条のこの「町の執行機関」ということで、（以下町）ということの諮問をとなっていますけど、今までの例から見ますと、普通、こ

の町というのは、「町の執行機関」じゃなくて、「町長の諮問機関」ですね、これらの審議会は。先ほども言われたようにね、こうしておかないと、例えば執行機関といいますと教育長とか、あとほかに各課ごとにね、10課あれば10課の課長が掌握するのか。しかし、それを今度はどこにいるのかわからなくなる。町長が全然知らない中でやられるという問題も生じてくるわけですね。だから、私は、ここは「町長の諮問機関」じゃなくて、「町の執行機関」となされたのが意味がわからなかったんですけど、それは今ほども問題がありましたけど、回答は私には理解しがたい答弁でございましたので、これはまた後ほど委員会でしたいと思えますけど。

それから、一番私が思うのは第3条ですけど、第3条の審議会委員の組織ですね。これで平田議員も今までもずっと異議を唱えてこられました。というのは、議員がすべて町長の諮問機関である審議会等についてはすべて退こうと。というのは、執行部と行政のチェック機能の問題としてですね、いろんな保育所運営委員会、国民健康保険関係、それから、いろいろほかにも消防委員とかいっぱいありましたね。そういうことで、ずっとそういうところで改革をやってきましたけど、今回もここにはそういうことで議員は入っておりません。それで、私は、町長の諮問機関である各種審議会等の委員ですね、今までは私たちの考えもですね、皆さんもそうであったかわかりません、同僚議員が。議員を代表として出ているという錯覚といいますか、感覚が、考え方があったわけですね。しかし、これは佐賀新聞のほうにたしか近い新聞に載っておったんですけどね、議員の代表じゃなくして、議員個人として審議会等に加わる。だから、例えて言えば、ここの中に学識経験者がいますね。だから、農業委員会でも農業をしている方が学識経験者で出られております。こういうことで、議員もずっと1年間にわたってまちづくり条例の審議をやってきました。特別委員会をつくって、いろんな勉強もしているし、そういうことで私は議員個人として、なかなか議会の代表としてというのは非常にこれは難しい問題だと、意見はそれぞれ違います。そういうことで、個人として出れば、これで私はチェック機能は果たせるんじゃないかと、そういうふうに思っておりますけど、そういうことについて町長お考えはどうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

私にということでございますけれども、だから、これはもう原議員おっしゃるように、議



員でも個人としておれは審議会の委員になるんだということでお手を挙げていただくということになれば、それは別に拒みはしないと、拒む理由にはならないんじゃないかというふうには思います。

ただ、最初から議員1人とか2人とかというような決め方は、ちょっと今の議会の流れからして、そういうところからは入らないようにというような流れからしては、最初から入れるべきじゃないというような考えだろうということでございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

それで、私の要望であります、この学識経験者を、必ずここに上げられた7名じゃなくても、この学識経験者をふやしていただければいいですよ。議員の中から、代表とか、その意見がまとまった、すべてあなたに任せますとかいうふうな、議会の総意に基づく意見でない、議会の中の代表でもなく、個人として議会からこの学識経験者に加えると、そういう考えも私はいんじゃないかと。

じゃ、この中で、例えば3条の中で5項目ありますけど、今、7人になってはいますが、物を言う人は学識経験者ぐらいでしょう。しかも、あんまり現場を知らない。人の話ですけど、そんなに現場を常時、知識はあっても、現場はわからない人じゃないですか。小さいところまで気づくような問題じゃない。ただ、学識的に物を論理づける方ですね。現場とは相当な開きがあると思います、考え方にしても。だから、この中にね、議員を代表ではなくして、議会の中から議員を個人として学識経験者に相当するところに入れると、そういう考えをひとつぜひ考えていただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、もう1つちょっと疑問点があるんですけど、先ほども話が出ておったと思いますけど、第3条の第3項の中の任期の問題ですけど、これは後藤議員のほうから言われたから、ちょっと私も1期4年は長過ぎ、1期4年の2期8年は長過ぎると、1期2年の2期でいいと、こういうことを一応考えておりますけど、そういう点ひとつ御回答をいただきたいと思えます。

それで、第5条の第5項に、「審議会は、少なくとも毎年1回定期に開催する。」と、こううたってありますけど、私は思うんですが、相当の提案とか要望が町民からなされるのではなかろうかと考えております、数的にも。その中であって、ここでは最低「毎年1回定期

に開催する。」とありますけど、1回だから、1回でも何回でもいいということでございますけど、しかし、私はこれで本当にいいのかなと。例えば町民の方から多くの要望が出たときに、年1回か2回しよつても、例えば不採用になったときでも、ひょっとすれば、場合によっては町民の生活にとっては重要な緊急性があるものかも知れません。判断ミスによってされることもある。予算の裏づけによってはそうなるかもしれませんね。そういうことをチェックするのが審議会だと私は思っておりますので、ぜひこれは最低年3回、その他臨時的に臨時審議会を開くと、こういうふうな位置づけにさせていただきたいと思っておりますけど、今の最後の分だけを、審議会の開催の回数、これについての考えはどうでしょうか。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

まず、任期の4年でございますが、先ほどもお答えいたしました、確かに4年が長いということに思われる場合もあると思いますが、とにかく今回につきましてはやはり一番最初ということで、できましたら、ある程度固定した委員さんで最初の4年間ぐらいはお願いをしたいということでございます。これがある程度定着すれば、当然条例の改正をお願いする場合もございますので、そのときにはまた任期の件につきましては状況を見て判断させていただけるかと思っておりますので、今回につきましては、ひとつ4年でまずお願いしたいと。

それと、これ第5条の第5項になると思いますが、審議会をやっぱり設けていても開かない場合も中にはございます。しかし、これはいけないということで、定期で最低でも1回は開かなくてはいけないと。ただし、必要に応じては当然これが3回、4回、5回になる場合もあると思っておりますので、臨時的なものにつきましては、当然必要に応じて開催をさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（酒井恵明君）**

原議員、いいですか。（「あとは委員会のほうで」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。平田議員。

**○12番（平田通男君）**

それぞれの議員から意見が出ましたけれども、中身を検討したらたくさんあるんですよ、正直言ったら。それで、推進審議会条例の解説案というのが、これを見る限り、去年の10月につくってありますね、きょうもらった資料から見ると。きょうここに渡してあるのは日付

は10月21日ですかね。なぜ今の時点でね、これを持ってくるのかと。事実上、審議する時間なんてもうないでしょう。きょう今から何時までやるかは知らんけれども、これはこれ一つ見たってここで頓挫するよ、これは。そんなに簡単な問題じゃないでしょう。町長が協働のまちづくりをうたって、そして条例が委員会が1年間やって、そしてその結果として議会で可決をして、その中でいろいろ問題点があると言いながらも、4月1日から施行すると言い切って、その前に具体的な審議会条例、この案そのものはきょう1日、少なくとも何時間しか目を通すことはできないわけですね。そんなに簡単なもんなんですかね。基山町の最高規範とうたっておってね、そしてその中の審議会推進をするための条例案が、こんな短い時間で審議できているんですか。これはたとえ議長が総務委員会に付託しても、総務委員会は抱え切らないですよ、こんな問題。私はもうここで言うとするならば、もう継続審議にしてもらって以外方法はないと思います。ここでとことんまでやるわけですか。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

確かに期間が少なかったということは申しわけなく思っておりますが、前回、まちづくり基本条例と一緒にこれを出させていただいた経緯もございます。ただ、そのときには当然報酬の問題がありまして、そのときは予算には上げておりませんでした。ですから、その予算とセットで再度出ささいということもありましたので、ちょっと遅くなりましたけれども、こういう形でお願いして、今回、当初予算にその報酬を上げさせていただいておりますので、ちょっとそういうセットで考えていたところもありましたので、期間的に非常に短いと思っておりますが、3月に出させていただいた経緯もあるということをおつ御了承をお願いしたいと思っております。

**○議長（酒井恵明君）**

平田議員。

**○12番（平田通男君）**

じゃあ議会の特別委員会でこれは十分審議しているだろうということなんですか。あのときに資料を出しておったから十分審議しているだろうと。本当にしたですかね、これ。この案文の一件のね、今、例えば人数が何名とか、あるいは町長の諮問機関であるとか、審議しているなら当然出てきていますよ。いつやったですか。確かについていましたよ。ついてい

ましたけど、何にもしていない。しているならこんな意見が今出るわけない。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

私は十分に時間があるということは申しておりません。確かにきょう上げさせていただいたということは、時間的に非常に少ないということは痛感しております。

ただ、前の経緯といたしまして、そういう報酬と一緒にセットで出すべきだという御指摘がございましたので、今回、それに合わさせていただきました。ただ、結果的に当初予算に報酬がなりますので、セットになるとそういう不合理な面も生じてまいりますので、審査していただく時間が決して長いとは思っておりませんし、多分これはさせていただいていないと思います、当然これにつきましては取り下げをしておりますので。ですから、審議していただく時間としては十分ではないということは承知いたしております。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

もう一回いいですね。

○議長（酒井恵明君）

はい、いいですよ。

○12番（平田通男君）

状況はよくわかりましたけれども、私としては納得できない。やはり継続審議をして十分にやるべきだと思います。

今、ここで数字を変えて、ああ、これ変えますよというようなことは簡単にはできないでしょう。ただ、聞き置いたと、あるいは総務委員会の中でいろんな御意見が出て、そして修正動議がもし出たとしますよ。そしたら、その修正に応じて改めて本会議の最後かなんかで修正動議出すんですか。技術的に不可能でしょう。これをのみなさいと言うだけじゃん、何も。（「議長、議事進行をお願いします」と呼ぶ者あり）議事進行言っているから黙っておけ、あんた。（発言する者あり）黙っておけ。まだ発言中。

○議長（酒井恵明君）

ちょっと発言中。（「全然わかっていないです」と呼ぶ者あり）（「何がわかっていない

か」と呼ぶ者あり) 発言中だから。

○12番 (平田通男君)

それだけ言っておきます。

○議長 (酒井恵明君)

先ほどから継続審議という表現があっていますが、これはちょっと不可能と考えるんですよ。我々の任期も切れるし、どうしてもこれをするとなれば、審議未了で終わっていかなくちゃならないと思いますね。

ほかにございませんか。池田議員。

○13番 (池田 実君)

今のお話をお聞きしまして、問題点は3点ぐらいじゃないかと思うんですけども、1つが、「町の執行機関」じゃなくて「町長の諮問」というところと、それから、委員定数が7名の奇数じゃなくて、これは8名か偶数にすべきではないかという御意見、それともう1点は、委員の任期が4年は長過ぎるということが主な議員からの提議事項じゃないかと思うんですが、これを総務委員会の中で修正して提出をいただくということはできんでしょうか。

○議長 (酒井恵明君)

企画政策課長。

○企画政策課長 (岩坂唯宜君)

うちのほうはこれで提案させていただいておりますので、できましたら総務委員会のほうで審議をいただきたいと、そういう形で私たちとしてはお願いしたいと思っております。

○議長 (酒井恵明君)

今、企画政策課長のほうから、総務委員会の中で審議していただきたいという(「暫時休憩、議長」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

～午後1時48分 休憩～

～午後1時59分 再開～

○議長 (酒井恵明君)

休憩中の会議を再開し、企画政策課長の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 (岩坂唯宜君)

貴重な審議の時間を中断いたしまして、大変申しわけございません。

この第2号議案につきましては、総務委員会のほうで御審議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

ほかに何かございませんか。大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

今、総務のほうにと言われましたけれども、日程的にはあした審議をして、そこで採決ということになるわけでしょう。先ほど重松議員のほうから言われました、もともとこれの審議については特別に設けて継続的にしているのを、このこと、こういう大きな問題があるのを総務だけにかけることにはちょっと疑義がありますが。

○議長（酒井恵明君）

暫時休憩し、開いたばかりでございますが、再度休憩して、議運を急遽開いていただきます。

～午後2時1分 休憩～

～午後2時17分 再開～

○議長（酒井恵明君）

暫時休憩いたしておりましたが、会議を再開し、大変貴重な時間に申しわけございません。

ただいま議会運営緊急委員会を開いていただいて、休憩前に私が発言しましたように、総務常任委員会へ付託し、委員長は、とにかく頑張って、どんな遅くなってもやるということの決意を示されましたので、総務常任委員会で審査、審議していただくことに決しました。

ほかに2号議案に対しての質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、2号議案に対する質疑を終わります。

### 日程第3 第3号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第3. 第3号議案 基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

私は今の2号議案もそうですが、一番問題にしておるのはこの3号議案でございます。

資料をいただいていますから、資料の1ページを見ていただきたいと思いますけれども、私は、このまちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例、この条例の改正は、この基山町まちづくり基本条例が制定されたことにより、現在、基山町の例規集、条例、500本ぐらいあるかと思いますが——に使われている「住民」と「町民」の用語を基山町まちづくり基本条例第2条の条例の用語の定義と画一的に合致させようとするものでありますので——がこの改正の理由と思います。

しかし、それぞれ現在あります基山町の条例の中の「住民」なり「町民」の用語の定義は、それぞれのその条例の制定目的、内容、時代背景等により違いがあるのも当然のことです。だから、このまちづくり基本条例が制定されたから、他の条例の用語の定義もこの基本条例の用語の定義と同一としなければならない根拠とはなり得ない、そういうふうに考えています。まちづくり条例の「住民」が「町民」になしたから、ほかの条例もすべて「住民」を「町民」になすということは統制上大きな疑義があります。こういうのは短絡的に改正するのは、私としてはもう全く理解に苦しむ条例改正であります。

また、第2条の基山町総合計画審議会条例の一部改正と第3条の国土利用計画審議会の一部改正は、町長の諮問機関の審議会等の委員に町議会議員が就任しないことに伴う条例改正であります。今回、町長が提案してありますのは、基山町まちづくり基本条例の制定に伴う改正と全く関連のない標題に基づく改正をしてあります。

私の考えでは、町議会議員が町長の諮問機関等の審議会の委員に就任しないことによる改正案としては、第2条の総合計画審議会の一部改正、第3条の基山町国土利用計画審議会条例の一部改正、それと、第5号の基山町行政区域審議会設置条例の一部改正、第8号の基山町消防委員会条例の一部改正、それと、本日追加議案をされました基山町交通安全対策協議会設置条例を一括して、関連条例として基山町総合計画審議会条例等の一部改正として改正すべきものと思っております。

とほかにここにもまだ後からあるでしょうけど、端的な言い方をすると、1ページの新旧対照表の第2条の名誉町民条例、これ「町民又は」を、全部これは「町民」にまた変えています。変更されています。これについても、これは変更する必要はない。第2条、総合計画につきましても学識経験者を有する者がふえて、町議会議員が減っています。これ第3条につきましても、上では学識経験者を有する者が生きておりますけど、国土利用では学識経験

者となっております。整合性が全くとれておりません。

それと、次の特別職報酬等審議会については、「住民」のうちからというのを「町民」と訂正されています。これは私が先ほど言いましたように、「住民」と「町民」の違い、これ大きな問題があると思います。普通、「町民」というのは地方自治法上は出てきません。

「住民」というのは地方自治法第10条、住民の権利義務、第11条、住民の選挙権、第12条、条例制定権等々が「住民」として出てきます。これを特別職報酬等審議会という40年、50年前あったこの条例を、まちづくり基本条例という条例ができたから、この「住民」を「町民」に変えなければならないという根拠は全くないと考えます。それはなぜかという、そこに一つ立案者として私考えることは、課長が考えることは、これは最高規範であると、まちづくり基本条例が最高規範であるという趣旨が頭に入っていたと思うんですね。だから、ほかの条例もそれに抵触したときにできないから変えるべきだということで、こういう条例改正案であると私は推測します。

しかし、法理論上、法務行政上、私はこういうふうなまちづくり条例ができたから、ほかの「住民」を「町民」、「住民福祉」をただ「福祉」とか、こういう短絡的な改正というのはあり得ない。もっと私はこの条例はすべて撤回されて、改めて町議会議員が町長の諮問機関にならない条例の5本だけを別途提出させていただきたいと考えております。

#### ○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

#### ○企画政策課長（岩坂唯宜君）

鳥飼議員の今の趣旨、それは決して間違いではないということでございます。

ただ、短絡的という言葉がございましたが、これはまちづくり基本条例の特別委員会の中でずっと審議をしていただいておりますし、その中で今申し上げられましたように、まちづくりの最高規範だということで統一をさせていただくということの審議をずっとその過程の中でしていただいております。それと、そのときにも当時の担当課長が申し上げますが、やはり法令関係ですので、そういう法令関係の会社に問い合わせをいたしまして、今、鳥飼議員が言われることも間違いないと。それと、最高規範として位置づけて統一性を図るのも間違いないと。ですから、それは町長の判断でされるべきだということも回答を得ておりますので、今までの特別委員会で答弁いたしております流れからいたしまして、今回、その最高規範という位置づけのもとに統一をさせていただいているということでございます。



それと、るる条文について質問ございましたが、2条と3条につきましては、当然議会議員のこれに入らないということの改正も含まれておりますが、第3条につきましては平成21年に改正は行っておりますので、今回につきましては、あくまでも町民及び団体の代表者ということの整理をさせていただいておりますので、そこはひとつ御確認をいただきたいと思っております。

あとは町民及び団体の代表者ということで、団体も町民に入るとということで、今回、町民に統一をさせていただいております。

それから、学識経験者を有する者ということで、総合計画ではそういうふうになっていると、統一性がないということでございます。確かに他の条例と今度上げております条例とは統一性がないということになると思いますが、特に今回につきましてはその改正はお願いしておりません。これは国でも県でもほかの条例でもいろいろな使い方をしておりますし、総合計画の準則によりますと、町の事例ということで学識経験を有する者ということで準則にもあります。それと、市の準則につきましては、学識経験者のある者ということで使い分けといたしますか、そういうことで、同じ準則でも市と町で違った使い方をされてありますし、特に意味が違ふということではないということでございますので、今回につきましては、学識経験を有する者の人数の変更ということでさせていただきたいということでございます。

あとの名誉町民、あるいは住民福祉に改正したということにつきましては、それぞれの担当のほうから申し上げたいと思います。

**○議長（酒井恵明君）**

総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

御指摘がありましたように、一括関連条例の取り扱いについてですけれども、まず1点は、先ほど企画政策課長が言いました、第3条につきましては21年度に行っておると、議員の項目はそのときに条例の改正を行っておるとということで、あと一括関連条例の方式としましては、提案のどちらを選択するかということがまずあると思いますけど、今回はまず条例制定に関することが議案の上位のほうにいまして、それから、条例の制定に関することという形で、今回、町民、住民に関するということで上位のほうに上げさせていただいております。それぞれあとの委員会に議員の皆さんを設置しないことの改正につきましては、それぞれの条文の中で今回取り扱わせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

私には非常に苦しい御答弁だったと思っております。というのは、私、基山町のまちづくり基本条例とは何なのかと。そこに「最高規範」というふうな文言が入っていますよね。文言は「最高規範」と入っていますが、実質はあの条例は何でしょうか。手続条例、実施条例ですよね。まちづくり基本条例が最高規範、日本の法体系でいけば、法律の上に日本国憲法がありますよね。最高規範、それとまちづくり基本条例が同格かと。私は、あの中には基本的な基本理念とか入っていますよ。しかし、半分以上は実施条例、手続条例ですもんね。そこを最高規範としてして、そこに改正して、「住民」を「町民」としたから、あとの基山町の住民福祉なり、住民の安全とか、そういう言質まで改正を私は法理論上できるのかと、私はできないと思います。よその条例まで、基本条例ができたけどということで、それまで強引にこの改正案がなされていると。私は全くもって理解に苦しむ。私も四十何年かやっていますが、理解に苦しみますし、そういうする必要はあるのかと強く意見を申し上げまして、私、質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、答弁は要らないんですね。片山議員。

○5番（片山一儀君）

今言われたように、いろいろ審議をして基本条例をここで可決しました。その中に「最高規範」ということがあって、今、審議過程の中でも非常にこだわりがあったんだろうと思うんですが、まず、1つ質問なんですが、サッキウ効がないという検討はされたのかどうかというのが1つですね。法理論上、この基本条例ができて最高規範としていたんだけど、これはサッキウ効はないんだよと。理由は、要するに、法令で一番最後にできたのが一番新しいことになっています。そういうふうなことで、全部一々変えるということも一つのやり方だけど、それはもう過去はいろんな時代背景、先ほど鳥飼議員があったように、時代背景とか前提があって条例というのはつくっていきますね。時代背景、条件があって。しかし、それについては文言を読みかえないよというやり方が一つあったんじゃないかと思うんですが、そこらあたり検討されたかどうか、1点。

2点目は、ちょっと今も出てきたんですが、学識経験を有する者と学識経験者との文言の

違いですね。多分用語には変えられたと思うんですけど、意味があるんだと思うんですが、そこらあたりをどう定義されたのか。というのは、農業委員会、議会推薦枠が3名あります。これを「学識経験を有する者」とあるんですが、そこあたりが今まできちっとしたものがないから、私は基山町農業が一つすたれた原因があるんじゃないかと、こう理解しているんです。やっぱりそこに学識経験を持ってリードして行って、農学部を出てちゃんといろいろなものを学んだ人がきちっと入らなかったところにですね、そういうところで、学識経験と学識経験を有する者というのがどう違うのかという2点目の質問。

それから、2号議案で再任は2回までと、こういうふうに文言を入れられましたね。私、非常に素晴らしいことだと思うんです。これは公募者ですね、こう言ったら失礼ですが、プロの公募者かなんか出てきて、何回公募してという形になってくると、やっぱりそこに一つの偏りがあるのかなと、公平性を担保する例では疑問があるかなと非常に感じていました。ここ2回と入っていますが、この3号議案以下もそういうふうな考えがあるのかどうか、この3点をお伺いしたい。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

申しわけありません。サッキュウ効果というのはちょっと私よく理解できません。済みません。（「さかのぼって効果があるということです」と呼ぶ者あり）遡及ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

いや、これは今鳥飼議員のほうにもお答えしましたけれども、一応統一を図ると、最高規範という位置づけをもって統一を図るということで、それにつきましては、当然前の議決いただきました条例につきましても整理をさせていただくということでございます。

それから、学識経験を有する者と学識経験者、あるいは先ほどの準則で申しあげました学識経験者を有する者、学識経験がある者、特別に違った意味というのはございません。今回、農業委員会を町民の中に入れさせていただいたのは、必ずしも農業委員会という必要性はないだろうということで、農業の経験をされている方、実際されてある方、もちろん農業委員さんも含めて、今回、町民の中に入れさせていただいたということでございます。

再任につきましては、これにつきましては、今回、統一をするということでの条例改正でございますので、今後、そういうものにつきましては、できるだけやはり偏らないというこ

とも含めまして、私としてはなるべく再任の期限を設けていければいいなというふうには思っているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員、よろしゅうございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）後藤議員。

○3番（後藤信八君）

鳥飼議員のちょっと高尚な感じで疑問を抱くわけじゃないんですが、1つ、2つ教えてください。

例えば、「住民」という言葉を基本的にはなくす必要はないんでしょう、今までの条例の中から。いや、なくす必要はないんでしょう、全部。「住民」という概念を条例上なくすということではないんですね。そうやったら、もう全条例「住民」という言葉を全部なくさなきゃいかん。それは例えば特別職報酬等審議会条例の改正、今は「住民」となっていますよと。それを「町民」として基山町内に住所を有する者といったら同じことじゃないですかね。これ何で変えるのかということ。

例えば第4条、指定管理者の指定みたいに、今は「住民」にして狭めていますよと、住民の利用に関し公平性を確保すること。「住民」という概念は狭いから、それを広くせなきゃいかんから、今度は「町民」にして、利用に関しては広く、「町民」だったら広い、通学者とか通勤者も全部利用できるという意味合いでの変更はよくわかりますよ。逆に、もう一つ何かあったな。そういう意味では、それとか、交通安全指導員が今は「町民」となっているから、これを「町民」から、「町民」は外の人も入るから、「住民」に狭めますよという意味ですか。意図がはっきりしておけば、それをそれなりに変えて、それはそれで。それから、土砂の問題も、住民環境が著しくだけじゃいかんから、これは「町民」に変えますよと。その変える意図がはっきりしておるやつは別に私は問題ないんじゃないかと思うんですよ。今のままでは狭くて対象者がだめになるから、あるいは今のやったら対象者が広過ぎて、それを狭めるために「住民」にするとか、対象者を広げるために「町民」にするとかいう意図があるんだったら、その今の4つですね。それはわからんことないけど、例えば特別職なんか、これ何のために変えるのかなと。それから、名誉町民のやつも、これ何で変えるのかなって。どうせ町民と及び町民に縁故の深い人で、外の人も表彰するんでしょう。もともと名誉町民はみんなそうですよね。とにかく意図がようわからんのですけど、その辺どうなんですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

まさしく「住民」、「町民」統一していますけれども、「住民」をなくしているわけではございません。一応他の条例関係での町民に関することは29件ございます。それから、「住民」につきましては条例関係につきましては16件ございます。その中で、検討させていただいたこの4つ、ここで上げさせていただいている内容についてを統一する必要があるということで、あえて今回変えさせていただいていると。中身としてはそういうことでございます。

あと名誉町民と審議会につきましては、担当課長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、名誉町民につきましては、「町民」という表現をまず「基山町内に住所を有する者」ということに限定しております。その次の「又は」の以降で重複するという形になりますので、「町民」の表現を「町内に住所を有する者」、それから、「本町に縁故の深い者」ということで、すべて県外におられても基山町に功績がある方はそこで表彰を行うとか、そういう形で、逆に言うと、町民の広範囲的な位置を「基山町内に住所を有する」というような表現に変えさせていただいております。

特別職につきましては、「住民」という狭い範囲の中ではなく、町外からも特別職の方をするという表現をわかりやすくさせていただいたということで、その他の住民のうちから必要な場合の町長が任命するというので、今回、「住民」という表現を、条例の規定に合わせて「町民」という表現の中で「住所を有する者」という形でさせていただいたものでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

特にこれ全く変える必要ない。そこまで言うんだっただけですよ、団体は町民なんですよ。ほかのところでは団体は町民だから、町民1本にしておいたら、これ全部町民なんです。

「町民」で（基山町内に住所を有する者）にしておったら全部入る。何かここはもう本当に変える意味が、文言を変えるための条例というふうになっちゃうんですけど、どうですか。

(発言する者あり) (「議長、休憩の時間じゃなかですか」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井恵明君)

先ほど二度も休んでいますので。

じゃあ答弁調整のために暫時休憩します。

～午後2時43分 休憩～

～午後2時54分 再開～

○議長(酒井恵明君)

休憩しておりましたが、会議を再開し、後藤議員の質疑に対しての総務課長の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長(小野龍雄君)

大変時間をとりまして申しわけありません。

第3条の審議会委員に関する「住民」、「町民」につきましては、今までの特別委員会等も踏まえた議論の中で文言の調整をとらせていただき、「町民」に変えさせていただいております。

○議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。片山議員。

○5番(片山一儀君)

今回、いろいろ整合されたことは非常に立派なことだと思うんですが、今、日本は三権分立になっていて、基本的には判断するのは司法なんですね。そこで、原則は司法で判断できる文言にきちっとしなければいけない。ですから、先ほど学識経験者と学識を有する者というのがそこでどう解釈されようと、その文言をやっぱりきちっと合わせていかないといけないですね。日本は三権分立、会計検査院と四権があるとも言われるんですが、そこで、我々議会というのは法を立法する機関です。ですから、そこらあたりもやっぱり我々がきちっと定めて感覚を持たなければいけないし、行政もそういう感覚でやっぱり仕事をしていただくことが、これまで訴訟が起こったことないと思うんですけど、訴訟が起こったら、条例であって無効ですから、それはちゃんと裁判所で司法でもって判断されることになる。解釈と判断は違いますから、そういう感覚でやっぱり合わされたことは非常にいいことだと思うし、また、それで学識経験者と学識経験を有する者との文言あたりもきちっとやっぱり機会があれば整合していただくといいことが大事かと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第3号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第4 第4号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第4. 第4号議案 基山町課設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第4号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第5 第5号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第5. 第5号議案 基山町行政区域審議会設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。片山議員。

○5番（片山一儀君）

前にも申したことあるんですが、基山町を調べてみると、行政区を設置する条例がないんですね。にもかかわらず、この行政区域審議会設置条例というのに疑問を感じられませんか。矛盾を感じられませんか。それだけです、質問。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

確かに基山町の行政区域につきましては、法的に定めてある行政区域とは違うものでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

いや、違うものじゃなくて、そういう区域を定める条例もないのに、今まであって境界をつけるということに矛盾を感じられませんかと言っているだけです。行政マンとしてということ。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

担当者の私といたしましては、特にこのままでいかせていただければよいのではないかと  
いうふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

もとをきちっとやっぱりしていく、そういうすぐにはならないと思いますが、やっぱりき  
ちっとすべきことは逐次きちっとしていただきたいと思います。

以上です。答弁要りません。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。後藤議員。

○3番（後藤信八君）

これで改正前に町職員の方がおられたのがなくして、学識経験者3人と区長3人というこ  
とですが、行政区というのは、行政側の行政処理上の事務の便宜をきちっと図っていくため  
の組織ですよ。行政から見た便宜のために行政が設けるものでしょう。したがって、非常  
に利害の調整とか難しいものがあるんじゃないですかね、これね、いろんな区域でいろんな  
ことをやるときの。例えば、なぜ町の企画とかが入らないのかですね。行政区条例がないの  
は確かで、一般的にそういう行政区とは違うと言われればそれまでですけど、本来は行政区  
は町の自治会とかと違って、行政が事務を効率的に執行するために行政区域を設定するわけ  
でしょう。その審議会の中に町の人が全く入らずにですよ、行政区域の設定変更及び町名の  
改廃までもなっていますね、これね。それどうなんでしょう。今までは町職員の方が入っ  
ておったから、具体的にいろんな利害が対立しても調整するクッションがあったと思うんで  
すけど、これだと非常に難しい状態にならんですかね。どうですか。

○議長（酒井恵明君）



企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

確かに行政のほうからのお願いみたいな形が多くなると思いますが、職員としてやはりその審議会の中に入ったたりするということはなかなか問題があるのではないかというふうに考えております。そういう立場では、事務局のほうで関係する課、そういうのを事務局のほうでそういう職員を配置して、いろんな御意見を聞かせていただきたいという形ですので、今回につきましては職員は外させていただきまして、その分、学識経験者、区長さん等により入っていただくという方向で改正をお願いしているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第5号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第6号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第6．第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。片山議員。

○5番（片山一儀君）

非常に難しいかもわかりませんが、傍聴していて、あるいは傍聴されているから意見があるんですが、費用弁償で委員の報酬は5,700円、これはこの前質問したら、みやき町もそうになっていますよ、上峰もそうになっていますよという回答でしたが、妥当性がほかにあるんでしょうかね。これ30分でも3時間でも同じなんですよ。この件を一緒に聞いている人、あるいは知っている人は疑問を感じられています。委員の方にもそういう感じを持っている方もあります。どこがどうやっているからじゃなくて、これ例えば時間給制にするとかね、そういうふうなほかの方法を考えられないのかどうか。妥当性の問題と、ほかの案を検討されるのかどうかについて質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは以前から皆さん御指摘があつておつたと思います。それで、事務局のほうとしましても時間給等の検討を行いましたけれども、時間給の支給はできないということになっておりますので、それで日額になっております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

報酬が時間給の支給ができないということですね。報酬を変えればいいわけですね、報酬という名前をですね。そういう点いかがですか。

議長、すぐできなければもう回答結構ですから、御検討くださいと。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第6号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第7号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第7. 第7号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第7号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第8号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第8. 第8号議案 基山町消防委員会条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第8号議案に対する質疑を終わります。

## 日程第9 第9号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第9. 第9号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○5番（片山一儀君）

ここで、選考委員に今まで議員が入っていた、就任してそれを削ることになっているんですが、この選考の公平性、公正性をどのように担保されるようなお考えですか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

入居の申し込みにつきましては、今までは選考委員会に意見を聞いて、住宅の困窮度、そういうのを諮っております。しかし、選考の基準といたしますか、それが住宅の困窮に対して、所得、家族構成、そういうのが審査の基準となります。それと、最近、警察に協議しております暴力団関係に該当しない場合、それと、先ほど言いました所得とか家族構成、そういうので問題なければ、町長の判断で入居の選考の判断はできると思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

質問のお答えになっていないんです。その選考基準を聞いたわけじゃない。選考委員の公平性、担保性どうやって確保されるかということ。もしそれだけやるんだったら選考委員なんか要らないですよ。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

ちょっと補足でよろしいですか。

この選考委員会についての内容につきましては規則に委任しております。規則の中で規則を改正したいと思っております。（発言する者あり）もう廃止になります。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

廃止をして、委員会をつくらないということだから、その職員だけでおやりになるということですね。だから、その公平性、公正性はどう担保されますかと言ったら、きちっと細部規則を決めてやっているんですということなんですね。わかりました。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第9号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第10号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第10. 第10号議案 町有財産の無償譲渡についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。挙手がわかりませんでした。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

この町有財産ですね、この無償譲渡された根拠についてお尋ねします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、ここの用地につきましては、三井の開発関連しまして、本来であれば都市計画法の34条で管理移管というような形を協議するようになっております。その中で、時期としまして、ここの管理は費用がかさむから、当然開発者で管理をなささいという経緯がございまして、調整池につきましては、一番ネックになっておりましたJRの下の橋梁部分が河川の阻害をしておるということで、河川改修が終了いたしましたので、全部の用地、調整池は容量的にそこまで今の機能を要さなくていいだろうということで、関係機関とも協議しながら埋め立てを行い、宅地として利用できるような状況に調整いたしております。その間、公共用地の開発に関する部分につきましては、当然地元に戻元したいということで、地元のほうからもここを活用して1部の消防施設として利用していきたいという要請等が出ておりますので、公共広域に関する機能を有する施設として使っていただく場合については無償で譲渡をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

結局、12区の人たちがお金を出して買った土地だから、無償でまたお返しするというふう  
に理解していいですかね。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

そのとおりでございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。重松議員。

○2番（重松一徳君）

少し教えていただきたいんですけれども、私も当初これなぜ無償譲渡するのかなというの  
がわからなかったんですね。そのまま基山町の町有地で、そして無償貸し付けをして、そこ  
に1部の格納庫と12区の公民館をと、それでも別に問題ないではないかなと。いや、今から  
先、いろんな問題があるから、地縁団体をつくって、その地縁団体に無償提供という形にな  
るんだろうと思いますけれども、今、基山町は17区それぞれ公民館を持っていますし、格納  
庫も持っているところもありますけれども、この辺の整理の問題として、地縁団体を組織さ  
れているところ、組織していないところ、そして今後新たに、例えば今回、4区が建てかえ  
もしましたけれども、地縁団体をなるべくなら組んでほしいという、これ町の要望もあるの  
かなというふうに思いますけれども、この辺はどのようにになっているのか、わかれば説明を  
お願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

公共施設の現在まででやっぱり財産の確保をはっきりした土地にすることであるとい  
ろんなトラブル等もあっております。そういった部分も整理するというので、できれば地縁  
団体を組織していただいて、財産を処分する場合は受け口の窓口をお願いしたいという指導  
等も行っております。今後、土地の処分についてはそういう形をとっていくものと思います。

地縁団体の組織につきましては、現在、22団体が登録されております。区につきましては6地区、1区、2区、4区、5区、9区、12区の6地区でございます。あとは行政組合単位で16組合が組織されております。今後考えられる地区につきましては、11区のほうの地縁団体のほうも指導を今行っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

これ参考ですけれども、今回、約293.84平米無償提供と、町有地を無償提供と。その中で、今先ほど鳥飼議員も言われましたけれども、これもし民間に売却と。今回、無償提供でされますけれども、町有地だから、もしあれだったら民間に売却と。これは大体どれぐらいの平米数から単価を計算すればこれ町のあれになりますか。（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

ちょっと地価がわかりませんが、条件とか、周りの横側の葬祭場、前側の調整池等を考えていくと、大体平米30千円未満じゃないかというふうにちょっと思っておりますけれども、合わせますと1,660平米ぐらいですかね。掛けてみますと大体50,000千円ぐらい、（「50,000千円」と呼ぶ者あり）50,000千円程度になろうかと。ちょっと単価が定かじゃございませんけれども、そういうふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第10号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第11 第11号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第11. 第11号議案 基山町老人憩の家の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○10番（松石信男君）

済みません。これうちの所管じゃないのでさせていただきます。

指定管理者で社協に指定管理を任せるということで、たしかこれ5年間経過して、さらにまた5年間お願いするということだと思うんですけども、指定管理者については、その管理運営状況については、町長のほうにたしかその状況について報告するというふうになっていると思いますが、それは、この憩の家の管理運営の状況についてはちゃんと報告はされており、チェックをされているのかどうか、まずそれをお聞きします。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほどの御質問なんですけれども、毎年管理報告と一緒に収支報告は受けております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

それで、私たちがこういうふうに指定管理者に任せた理由というのは、ちょっともう私が今持っているのは、民間の活力を活用して効率よく管理運営をやっていただくと、それから、民間のいろんな知恵とか、そういうのを利用して、例えば利用者をふやすとか、そういうのがたしかその目的として私はあったというふうに思うわけです。その目的はそういう目的だったと思うんですが、ちょっとこの指定管理者に任せる理由について、もう一回説明ください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今議員がおっしゃられたとおりだと思っております。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

憩の家につきましては、指定管理者にするか、直営にするかの二者選択の中から当時は出

ておりますので、その中で指定管理者のほうを選んだということでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

ちょっと違っておったですね、済みません。それは私も勘違いしておったんですけど。

それで、ちょっと資料として出していただきたいんですけども、これは後で結構です。この5年間の利用状況ですね、利用者の推移、これについて議会に資料として後で提出を、決算で出ています。見ればわかるでしょうけど、一覧表で出していただければわかりますので、お任せして一体どうだったのか、それを見たいと思いますので、よろしくをお願いします。5年間、利用者。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

はい、後で出させていただきます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

たしか5年前に社会福祉協議会に指定管理を任せたとありますが、そのときに住民の要望として、こういう老人施設の中で、例えば電気マッサージとか、そういうものが壊れたままになっていると、何とかしてくださいという要望があったと思うんですね。5年たった今、何にも変わっていないですね。これはどこに言えばいいんですか、こういうのは。直接指定管理者に言うわけですか。もう指定管理者に言わざるを得ないわけでしょう。住民からの直接の要望があって、今までは議会で受けて、そしてやってくださいよとお願いしていましたが、5年間全く動いていない。壊れたのが置いてあるだけ。そしたら、今後我々が気づいたときには、もう指定を受けた管理者にお願いする以外にないんでしょうかね。何かその方法があったら教えてください。（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

要は中の施設、器具の故障の場合ですね。町長。（「町がせにゃいかんとやないと。違う



ね」と呼ぶ者あり)

○町長（小森純一君）

あその備品関係は町ということだと思います。（「金額によって違う」と呼ぶ者あり）  
ああ、金額によって違う。（発言する者あり）ああ、そうですか。はい、申しわけございません。金額で町が備品を用意するというようなことでございます。

そして今、マッサージ器が4台一応あるんでしょうかね。1台は寄附をいただいたので、かなりいいといたしますか、それから、あと3台は、1台がもうちょっと壊れておると。それから、あとの部分はまあ動くのは動いておるということでございますから、その壊れている1台分を今回の当初予算でということも話しておったんですけれども、それはちょっとこう先送りして、補正でひとつ組ませていただけたらという話を課長とは今しております。

（「お願いしておきます」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第11号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第12 第12号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第12. 第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。議案書の16ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

じゃ次、第2表 繰越明許費について。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

この繰越明許で、基山町立図書館、ぶうっと大きな音がやっていたのが、今度空調がいいのが図書館で改修が7,500千円でされるということで非常に喜ばしいんですけど、これによって、もうそうしますと、基山町立図書館という新規の計画はもうする必要ないんじゃないかと、そういう考えではないんじゃないかと思っていますけど、この空調を新調することに

よって図書館をあと10年先ぐらいに延ばすとか、その辺の関連はどうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

図書館の問題につきましては、現在、2月から職員による図書館資料館検討委員会を立ち上げまして、今、検討を始めているところでございます。その中で問題点等も洗い出しながら、その次の住民さんを含めたところの検討委員会の中で再度検討していただきまして、最終的な答申をいただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

今回の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金につきましてはいろいろございますが、ソフト的なことが多いと。その中で知に関する地域づくり、これにつきましては、図書館、図書館同士の施設、学校図書館の充実と、こういうのに主にやりなさいというような、国のほうからそういう指針といいますか、出ております。それに基づきまして、今回、充てさせていただいたところもございますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

図書館との建設の絡みですけど、もし早急にできるということになれば、この空調施設は新しい図書館にも設置可能と、移動ができると。7,500千円のもったいないけん、来年、再来年できる新しい図書館にもこれ、もしできれば移動できるというふうな設計になっているんですか。それは、そこで新しい四、五年先にできたら、この7,500千円はもうオシャカになると。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

今回の空調設備につきましては天井型の空調でございまして、移動はちょっと難しいと思

っております。

ただ、建物については検討委員会がどういうふうな結論というか、答申を出されるかわかりませんが、その時点でまた考えていく必要があるかなと思っております。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

ちょっと今の図書館の問題の関連でございますけど、今、担当課長から、図書館を建てるか建てんかは検討委員会を今立てて検討してもらおうというふうに言われましたね。そこで行政は全くタッチしない。職員の課長さんとかは入ってあるんでしょうか、その中に、そういう検討委員会の中に。（発言する者あり）役場内で、ああ、役場内でね。わかりました。いいです。役場内の中で検討委員会をつくっていると。

前回のときには公募かなんかでいろいろ何人かおられたですね。今度の検討委員会と前の検討委員会はどういうふうに違うんですか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

済みません。ちょっと言葉足らずでございましたけど、まず、職員による検討委員会を立ち上げて、その中である程度協議をした後に、そのある程度の資料を持って、次の町民さんを含めた検討委員会に資料を提供して、また新たに検討していただくという2段階の方式での検討委員会です。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

どうせ金はなかでしょうもん。町長、検討委員会を庁舎内でまずつくって、次の段階でそのまもったやつを、次、今度は一般公募とか含めた中に持っていかれるということですけど、まず、建てるか建てんかどっちかはっきりしておかんと無駄じゃないですか、そんな委員会やってから。町長どがん思われますかね。建てるか建てんかもわからんとにですよ、何もなかとに何ば検討するとですかやん。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

まあ、そういう意味で、一応庁舎内でどの程度可能か、どういう形がいいのかというようなことをまずちょっと話し合いたいということです。

それから、ある程度の枠内で建てるのかというような話になろうかと思います。この前から小布施町あたりもやはり2年ぐらいワークショップとかなんとかもずっとなされてかかって、もうそのときにはやっぱり私もお尋ねしたら、それじゃ予算関係はどうなっておったかという、もう予算はある程度当初から決められておったと。その範囲内ということで住民の皆さんで検討してもらったというような形ですので、そういう予算がどうこうというようなことはまだわかりませんが、それから、建てられるのか建てないのかというような、その辺はわからない部分で、どういう進め方をしようかというのが今言った検討委員会ということでございますので、これからだというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

教育長よく御存じだと思っておりますけど、前回のときの検討委員会の問題でも、1年も幾らもかけて検討委員会の回数をずうっと重ねてこられて、結果的に目的があやふやだったので、まず金額がどのくらいとか、それとか場所はここですよと、そういうきちっと金額と予算と場所を設定していなかった、そこがはっきり目的がしていなかったからどんどんどんどん大きくなって、農協の跡地とかなんとかかんとかなってきて、結果的には何も意味がなかったと言うちゃいかなですけどね、結局、ただ検討してくださいと。予算も言わない、場所も指定しない。いろいろされて、結果的にそこに決まったですね。公園事業としてすれば補助金も出るし、安くあがるかなんかかわかりませんが、その土地ということしかでけて最後に言ったから、何もかもパーになったわけでしょう。時間と金をかけて。だから、そういう意味でもね、今後はその辺をきちっと目標設定していただいて、例えば5億円なら5億円までとか、場所はこの辺とか、きちっとした明確なものを設定して、その中で検討していただかないと無駄になりますよということを今言っておりました。

答え要りません。以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。松石議員。

○10番（松石信男君）

図書館との関係で内山建設跡地の検討委員会も立ち上げられたというふうにお聞きをいたしました。この図書館との絡みも（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

全然議題から……（「いやいやいや、ちょっと違う。図書館……」と呼ぶ者あり）今、明許繰り越しですよ。（「よかたい、後で聞くから」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、議案書の20ページをお開きください。

第3表に行きます。地方債補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

じゃ、次、事項別明細書に入ります。事項別明細書の3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

3ページの9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

12款1項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

13款1項1目、2目。林議員。

○8番（林 博文君）

6ページでよかとでしょう。

○議長（酒井恵明君）

6 ページです。

○8 番（林 博文君） 続

3 節の子ども手当、国庫負担金ですが、これはやっぱり△1,267千円で補正してありますが、これは戻されるということで、やっぱり何か不都合があったわけですか。子供数が少なかったとか、もらいに来らっしゃれんやったとか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいまの1,267千円の子ども手当負担金の分ですけれども、確かに子供さんの移動関係が出てきます、転入、転出とかですね。そういったことの最終的な調整、実績の見込みで計算をさせていただいていますので、この分については一応返納という形にはなりません。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8 番（林 博文君）

これは金額的には何名ぐらい移動しておるか。これの対象者が当初の見込みよりか少なくなったとか、そういうふうな関係ですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

延べ人数的には当初は2万2,030人で予定をしておりました。その後、12月補正で2万1,781人に移動変更させていただいています。今回、2万1,690人が最終予定ということで、91名の減という形になっております。

○議長（酒井恵明君）

はい、次行きます。

13款2項1目、3目、4目、8目。重松議員。

○2 番（重松一徳君）

ちょっと2点伺います。

1つ、まちづくり交付金、額の確定ということで9,900千円補正を組まれていますけれども、22年度まちづくり交付金の交付額、総額を一つ教えてもらいたいのと、これ歳入の関係

だけで聞きますけれども、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金10,500千円、今回、確定していますけれども、これの10,500千円の根拠、この2点質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

まず、まちづくり交付金につきましては、19年度から23年度までの5年間の事業でございます。23年度までの事業の中で22年度分の額が確定したということで、一応22年度につきましては塚原1号線と高島団地、それから、高島団地内の公共下水道、その関係で事業が確定いたしましたので、その額によって追加を9,900千円お願いいたしております。

それから、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、まず人口、それから財政規模、そういうのを勘案いたしまして額の決定をされておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

22年度の総額は。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

失礼いたしました。22年につきましては、交付金の額は199,000千円（352ページで訂正）でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

19年度から23年度までの5年と、総額5億円でしたか。そうすると、これ23年度にはあと幾ら残りますか。この交付金はあと幾ら残っていますか。（「よろしいですか、計算」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

ああ、計算するとね。はい。

3時50分まで休憩します。

～午後 3 時36分 休憩～

～午後 3 時50分 再開～

○議長（酒井恵明君）

再開いたします。

企画政策課長の正確な答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

申しわけございません。正確に申し上げさせていただきたいと思います。

22年のまちづくり交付金の交付額につきましては19,900千円でございます。それから、23年度の予定としては36,000千円、当初予算でも計上させていただいております。

それと、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の算出基礎でございますが、まず人口、それと財政力、これによりまして額を決定いたしております。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長（酒井恵明君）

次行きます。

8 ページ、14款 1 項 1 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

14款 2 項 1 目、2 目、3 目、4 目、5 目、6 目、8 目、9 目。9 ページ全部です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10ページの14款 3 項 1 目、5 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

15款 1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

16款 1 項 1 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）



17款1項2目、9目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

17款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

20款1項1目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

17ページ、歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款1項3目、4目、5目、6目。19ページ全部ですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款1項7目、8目、9目、10目、11目、13目、14目。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

減債基金50,000千円、長いことなかったんですけど、財政課長の努力によられまして50,000千円の減債基金があります。これで、うちのほうで政府資金といいますか——で繰り上げ償還できない分。しかし、鳥栖のホームページを見たんですけど、ある程度の条件があれば繰り上げ償還できる、鳥栖はそれでやっているようですもんね。基山町は何でそれをやらないんですか。

○議長（酒井恵明君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

条件が、地方財政の再建など、ちょっと忘れちゃいましたが、ありますですね。あの数値が実質公債費比率が例えば18以上とかがあります。うちはまだ15ですので、そういう数値をクリアせんと協議ができないようになっております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

烏飼議員。

○4番（烏飼勝美君）

わかりましたから、うちのほうが起債制限比率を上げさえすれば繰り上げできると。変なことですけど、それはもういいことですけど、町長、この減債基金は50,000千円に今度されて、合わせて70,000千円ぐらいなと思いますけど、これは町長はどこまで減債基金を積み立てて、それをどういうふうな運用を計画されておるかということをお金局から、町長、その辺は話し合いしてありますか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

どの程度積み立ててどうするかというような、そこまでは打ち合わせ的なことはしておりません。

○議長（酒井恵明君）

烏飼議員。

○4番（烏飼勝美君）

今後のですね、これは一応70億円から今度また起債関係が出てきますから、これはやはりこういうことで繰り上げ償還できる。先ほど政府関係ができないとかありますけど、私はそれでもちょっと高いのがありますからしてほしいですけど、やはりこれ計画的な基金の積み立てと繰り上げ償還に今後とも積極的に取り組んでいただきたいと思います。担当課長の御決意をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

先ほど言いましたように、政府資金はなかなか難しい面がございます。

ただ、その中にも縁故債、例えば市中銀行ですね、農協さんとか、それから、普通のその  
の基山の佐銀さんと労金さん、労金さんありませんか、西日本シティ銀行とかありますので、  
条件がそろえばなるだけ繰り上げ償還を積極的にはやっていきたいというふうには考えてお  
ります。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。重松議員。

○2番（重松一徳君）

ふるさと応援寄附基金、今回、800千円寄附されてなっているわけですがけれども、これ去  
年からでしたか、取り組みされていると思いますけれども、これ総額は大体幾らぐらいにな  
っているのかと、今回、補正前が2千円ですよ。これ私の記憶では1千円しかなかったん  
じゃないのかと思いますけど、これ2千円で間違いはないですか。頭出しの1千円しかなか  
つたんじゃないかなと思います。

○議長（酒井恵明君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

まず、総額です。この800千円をいただきまして、総額3,550千円と現在はなっております。

次は、これは補正前の額は頭出しではございません。これは利息分でございますので、た  
しか2千円だったというふうに思っておりますけれども。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

いえ、これ私持ってから言っているんですけれども、本年度は1千円しか組んでいないと  
思いますけれどもね。（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

わかりましたか。（発言する者あり）予算書を持ってきとらん。（発言する者あり）ちょ  
っと答弁調整のため、しばらく休憩します。

～午後 3 時58分 休憩～

～午後 4 時 再開～

○議長（酒井恵明君）

暫時休憩いたしていましたが、再開いたします。

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

時間をとりまして申しわけございません。

初め 1 千円で当初予算をお願いいたしておりました。12月に利子の確定ということで 1 千円追加をさせていただきまして、前回までが 2 千円ということになっております。申しわけございません。

○議長（酒井恵明君）

重松議員よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きます。

21ページ、2 款 2 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款 4 項 8 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款 5 項 2 目、4 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3 款 1 項 1 目、2 目、4 目、5 目まで。25ページ全部です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款1項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款1項1目、2目、4目、5目。31ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

9款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目、3目、4目。41ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次行きます。

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款4項1目、3目、4目。松石議員。

○10番（松石信男君）

15節。工事請負費7,500千円、図書館空調改修関係、クーラーということですがけれども、これは今のクーラーがどうにかなっているんですか、もう使えないんですか。どういうわけ

で変えられるか。使えるのに変えると、お金が来たから変えるというふうなのか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

15節. 工事請負費の図書館空調改修工事でございますけど、現在のエアコンが図書館が建設されました昭和57年当時から使用いたしておりまして、もう現在老朽化が大分進んでおりまして、また室外機も腐食をいたしております。また、部品関係の修理につきましても、もうその器具関係の部品もなく、部分的な修理はちょっと現在できないような状況でございます。また、温度調整につきましてもちょっとむらもあるということで、今回、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を利用させていただきまして空調改修工事をお願いしております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員よろしゅうございますか。品川議員。

○6番（品川義則君）

図書館の空調、同じところなんですけれども、これ7,500千円もかけてしなきゃいけないようなものなんです。今、庁舎内で検討委員会がつくられているけん、それも目的もはっきりしていないですね。つくる方向ですか、議員が先ほどおっしゃいましたけど、つくる方向なのかどうなのかもわからないという状況でありますよね。交付金でこうやって来ますけれども、できればもう少し図書ですよ、こっちに500千円ずつやっていますけど、あれ1,000千円ずつやって3,000千円で、残りの3,000千円減らしてするとかですよ、もう少し本当の基金になるように、図書館をつくるにしてもあと二、三年、それで7,500千円消えてしまうというお話もさっき、移動はできないというですよ、そういうお金の使い方でもいいのかですね。だから、その目的もはっきりわからない。ただ、交付金 coming、故障しているからこれを使ってということであれば、7,500千円で、そうそう基山の財政からしてですよ、そんな小さいお金じゃないと思うんですけれども、その使い道はそういう考え方でいいんでしょうか。非常に疑問に思うんですけれども。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

今回の交付金の目的が知の地域づくりという限られた交付金の目的がありますので、それで図書館関係の費用と、また地方消費税行政とかDV対策とかにしか使えません。今回は図書館の空調の改修工事ということで、一番図書館が今改修関係に必要な部分ということで、空調関係を改修させていただくようにしております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

品川議員。

○6番（品川義則君）

使い道を図書関係であればですよ、ほかの備品とか、何を買わなきゃいけないとか、新しくするもの、できるものですね、後々も使えるものとか、20年後も使えるものとか、パソコンを新しくするとか、検索機を新しくするとか、あと2年か3年でポシャるものでお金を使っていいのかですね。全くそれしか買えないというものじゃないと思うんですよ。図書館の備品とか、いろんな本を買えるとか、学校図書を1,500千円とか2,000千円やっておって、来年度はその1,000千円はしませんよという考え方でもいいんじゃないですか。今言われたように、リースとかですよ、何かもう少しお金の使い方をですね、もったいないと思うんですね、7,500千円。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

この知の地域づくりについての、先ほど言いました本の購入費等も入っております、10,500千円が対象経費でございます、小・中学校の図書の購入費並びに町立図書館の備品購入費ということで図書費も上げさせていただいております。それに加えて、空調の改修をお願いしております。ということで、2年、3年後に図書館がどういうふうになるかという、あそこがなくなるという前提のもとでするわけではございませんので。

○議長（酒井恵明君）

品川議員。

○6番（品川義則君）

だから、その前提が全くわからないわけですから、わからないものに7,500千円を使う必



要はないんじゃないかという話を私はしているんですよ。その7,500千円をですよ、10,500千円あって、先に7,500千円決まって、残りの分配を決めたのか。いや、学校の図書は500千円、500千円でいいですよということで、残り7,500千円になったんじゃないと思うんですよ。7,500千円が先じゃないですか、やっぱり大きい数のほうから。だから、二、三年後、わけのわからんようなものになぜお金を7,500千円使うのか。もっと簡素にしておって、二、三年後、はっきり方向性が決まりますから、こうなりますから、そのときには予算使いますよと言っても、だれも住民の方は文句は言わないと思うんですけども、このごろ変えたよねと、来年、2年後に建てかえたあのクーラーどうなったって、ああ、ポシャりましたよという話を我々はできないと言っているんですよ。だから、もう一回その辺のところをですね。交付金だからと思って、やっぱり町民の方にきちっと説明して理解してもらえるようなお金の使い方をぜひ私はしていただきたいと思っております。

**○議長（酒井恵明君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

この7,500千円の使途につきましては、一応図書館で使うということの前提ではございますが、この今の図書館の施設につきましては、仮に図書館に使わない場合でも、この施設を崩すわけではございません。ですから、あと何か利用するに際しても空調設備は必要だということで、そういう面も含めて、今回、7,500千円かけて投資をさせていただくということがありまして、この交付金を使えるというようなことでお願いしているところでございます。

**○議長（酒井恵明君）**

3回終わりました。重松議員。

**○2番（重松一徳君）**

歳入で聞いてもよかったんですけども、ちょっともう時間がありませんでしたので歳入で聞きますけれども、基肄城跡水門石垣保存修理工事ですね、11,000千円からの予算で、入札限度だろうと思うんですね。2,710千円これ更正されておりますけれども、これ国庫から約7割ぐらい、7,500千円でしたか、出ていると思うんですね。そして、歳入のほうでは2,150千円これ国庫のほうに返還というふうになっていましたよね。そうすると、2,710千円入札減かなんかで出れば、あそこの石垣工事、まだほかにするところがあるんじゃないかな。せっかく予算が組まれて、入札減になれば、今度入札減を返還するんじゃなくて、2,150千

円ですか、今回、国庫に返還になっていますけれども、何かこれ使い道というのはなかったんでしょうか。せっかくこれ予算を組まれた部分ですね。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

今回の基肄城跡水門石垣保存修理工事につきましては、債務負担行為を2年間の工事でございますまして、本年度の出来高によつての精算という形での整理でございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

○12番（平田通男君）

関連で申しわけないんですが、さっきから図書館の検討委員会と課内の検討委員会を立ち上げたというふうに聞いたんですが、だれがどのような形で構成されているんですか。これには金は要らないわけですかね。そしてその目的、さっきから出ているように、これはもちろん建てるためにやっているんでしょう。建てないために検討委員会をやっているわけじゃないでしょう。聞こえからすればね、これはやっぱり建てるためですよ。そしていろいろ話していくと、どうもそれも違うごたる感じがする。検討委員会を立ち上げたということは、教育長なり町長の指示に従つて立ち上げたんでしょうから、その趣旨というのはあくまでも建てる方向でしょうもん。検討した結果、建てる必要ないという答えまで出し切るわけですか。

まず、どういう人で構成されているか教えてください。

○議長（酒井恵明君）

教育長。

○教育長（松隈亞旗人君）

構成メンバーを申し上げます。庁内の係長さんたちをお願いをしているわけでございますが、企画政策課の係長、それから財政課、まちづくり推進課、こども課、教育学習課、以上5人で構成しております。よろしいですか。

それから、おっしゃることはなるほどそのとおりでございます。建てないのにこの会をつくって何を検討するのか。これは先ほどから原議員のほうからも同じようなことが言われましたけれども、ここのところは非常に苦しいところでございますが、やっぱり先が見えない

とこういう話し合いも無意味になりますから、あくまでも希望は持っております。将来、時期は言えないにしても、建つ方向で検討していこうかと。場所の問題、それから費用の問題、そういうことを庁内で調整した上で新しい検討委員会をまた立ち上げると。これは公募を含めてのことですが、そういうことですが。だから、期待を込めてという、私の立場としては、前回は不調に終わりましたものですから、今回はどうしても先の希望を持ってこういうことを考えていきたいと。

ただし、いろんな状況がございますから、それを庁内でよく聞いて調整した上でやっていきたいということで、事前のこの検討委員会を立ち上げているわけがございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

平田議員いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次行きます。

44ページの10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

11款1項1目、2目。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

2目の林道施設災害、これ半分減額になっていますけど、この経過を教えてください。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

これにつきましては、当初概算で予算をお願いしておりましたけれども、災害査定がございまして、岩坪線でございますけれども、3本契約をさせていただきまして、その査定残というか、契約残で今回9,124千円の更正をさせていただいたということでございます。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

ちょっと査定で半分に落とされたと、それから、もう必要でないところも概算に入れておったと。ちょっと余りにも大きいからあれですけど、厳しい査定官だったかという意味で、これはどういうことですかね。半分に下がっておるということは、それだけまたしなければならぬと町が思っているところができなかったというふうに解釈するんですかね。余りにも大きいから。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

岩坪線の3本につきましては当然査定ですけれども、そのほかにも路線がございました。しかし、最終的に災害査定で受けたのは岩坪線だけということで、ほかの分については単独というような形で回ったということがございます。そういうことで、単独分についてはできるだけ修繕の方向でやりたいというように考えまして、今回、工事費を更正させていただいたということがございます。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

何回も聞くけど、林道が安全な道路として維持するためには20,000千円ぐらい要するだろうともくろみされたわけですね。だけれども、査定官が激甚災というか、その災害にはこれしか通らなかったと。あとについては町費で本来はすべきだけど、それだけ補修をする必要なくて、我慢してというか、この9,000千円減額の理由は、それだけの安全性といいますか、災害復旧をしなくても通過交通には影響ないと町当局が考えて、その工事はしないというか、そもそも当初の概算査定が過ちというか、過大金額を計上していたのか。それか、これはもう災害に当たらずに済むということですよ。それによって影響とかはないのか。この10,000千円半分見積もりを出していたのが、あとは査定官ができなかったけど、基山町として林道の安全な通過をするために、あとの9,000千円を投入してでも林道の安全性を保つ必要があったのをしなかったのか。もししないと放棄したのか。いや、しなくても通過交通には関係ないというふうにされて9,000千円落とされたのか、その辺明確な回答をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

予算をお願いした分につきましては、災害というか、補助対象分と単独分ということで両方予算を計上させていただいておりました。その中で、補助対象分として約3分の2程度が補助ということで災害査定で認めていただいたと。そのほか単独分がございましたけれども、これについては修繕というですかね、できるだけ経費を安くあげるという形でさせていただいたということで、今回、9,000千円程度の予算を更正させていただくということでございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかに。平田議員。

○12番（平田通男君）

同じ災害復旧工事関係でお尋ねしますが、3日ほど前の佐賀新聞に、例の富士町まで行っている林道について、上峰がお金がないからもうあそこを通れんごとなっておるということが書いてありましたが、基山町分についてはそういう場所はありませんか。全部きれいに通れますか。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

今おっしゃったのは九千部山横断線の問題だと思いますが、基山町の分についてはまだ供用開始をしておりません。というのが、一昨年、葬祭公園前が災害で崩れておったと。そのほか手直しを町のほうから数カ所指摘をしております。これが終わらない限りは基山町としても引き受けができないというような状況でございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

よその町のことなんですけれども、もし基山町が引き受けておったらだめだったということでしょう。あそこにまた何千万円も町費から、その町のものだったら町でしなさいと県が

言っているんだからですね。当分もらわんがいいですね。本当にあんなの。はい、わかりました。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きます。

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第12号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第13 第13号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第13. 第13号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。後藤議員。

○3番（後藤信八君）

国保の全体の決算の見込みみたいなことをちょっと伺いたいんですが、23ページの歳出の基金積み立ての37,000千円と予備費の34,000千円というところで見ると、22年度の黒字額というのは大体この2つを合わせたものと見てよろしいんですかね。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

まだ確定はいたしておりませんが、繰越金が決まっておりますので、おおよそ今議員が言われた、それくらいになりはせんかというふうに想定をいたしております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

そうしますと、9月の補正で前年度の繰越金144,000千円ありましたですね。22年度は単年度収支は70,000千円ぐらいの赤字になるということに理解していいんですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今、概算で見込みとか計算をやっていますけど、おおよそ言われた単年的にはよくてとんとんか、単年収支でいけば言われたそのぐらいの赤字になりはせんかというふうに見込んでおります。（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

とんとんで70,000千円で、20年、21年度でたくさんもらっていた返還金とかいろいろあるので、昨年の私の一般質問の中でいろいろそのことを聞いておりましたんで、そういうことの要因で22年度は非常にしんどいということは聞いておりましたから、それでもとんとんで終われば相当な体力であるし、そういうのを引いてですよ。それで70,000千円ぐらいの赤字があるということであれば、やっぱり22年、21年のたくさんもろうておったやつを返した結果かなと思うんですが、その辺の理解はどうなんですかね。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

大変申しわけありません。とんとんとか言いましたので。

今までの実績とか含めまして、繰越金とか、あと予備費関係、それを見込みまして、今からの見通しを大体計算を今やっていますけど、国民健康保険税が今の社会情勢からいくと2%ぐらい落ち込むだろうという想定、それと、支出につきましては医療費関係が毎年3%ぐらい伸びていくだろうというような予想を立てております。それで、23年度をベースに1と仮定しまして計算しますと、23年度の当初予算につきましては、今のところ、今の想定で2%減と3%増を計算していきますと、23年度につきましては23,000千円程度マイナスが出はせんかなというふうに想定をいたしております。それで、24年度につきましては35,000千円ぐらいさらにマイナスになると。そして基金をつぎ込んでいって、今、50,000千円ぐらい

になるというような基金の残高を考えておりますので、それも使い果たしてしまうということになっておりますので、そういうふうな見通しを立てております。（発言する者あり）  
（「22年度の単年のゼロかとんとんか70,000千円」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

済みません。22年度につきましては、今のような考え方の想定でいきますと42,000千円程度マイナスが出ると、単年赤字が出るということで考えております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。松石議員。

○10番（松石信男君）

後で聞いてもよかったんですけども、基金積立金で16,000千円ほどまた積立基金に積み立てられます。それだけ余裕が出てきたのかなという感じをするんですけども、そうしますと、22年度末ではこの基金残高、積立金、先ほどちらっとおっしゃったと思うんですが、50,000千円ぐらいになるんですか。幾らですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほども申しましたように、22年度につきましてはまだ繰越金が確定しておりません。そういう関係で、基金残高もあくまでも概算で計算をしていますけど、52,000千円ぐらいが出るということで計算をいたしております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、事項別明細書3ページをお開きください。

歳入、3款1項1目、2目。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、10ページ、歳出に入ります。

1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款2項2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

12款1項1目．予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第13号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第14 第14号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第14. 第14号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

じゃ事項別明細書に入ります。2ページをお開きください。

歳出の2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第14号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第15 第15号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第15. 第15号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

27ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、歳出へ行きます。

7ページ、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第15号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第16 第16号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第16. 第16号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の30ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

32ページ、第2表 地方債補正。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

じゃあ次、事項別明細に入ります。3ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

5 款 1 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6 款 1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

9款1項1目。町債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款1項2目。利子。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第16号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第17～20 第17号議案～第20号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第17. 第17号議案 平成23年度基山町一般会計予算より日程第20. 第20号議案 平成23年度基山町下水道特別会計予算までを一括議題とします。

これより平成23年度予算に対する総括質疑を行います。申し出がございませんので、終わります。

#### 日程第21 第21号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第21. 第21号議案 基山町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第21号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第22～23 第22号議案～第23号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第22. 第22号議案 基山町交通安全対策協議会設置条例の一部改正について、日程第23. 第23号議案 基山町農産物加工場の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、追加議案の2議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

第22号議案 基山町交通安全対策協議会設置条例の一部改正についてでございます。

本議案につきましては、第8号議案並びに第9号議案と同じく、町の執行機関の委員に町議会議員が就任しないこととなったため、御提案いたすものでございます。

本来であれば同時に提出すべきでございましたが、追加議案で提出することをおわび申し上げます。

それから、第23号議案 基山町農産物加工場の指定管理者の指定についてでございます。

基山町農産物加工場の管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定する必要があるためにお願するものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は基山農産物加工場、それから、指定管理者となる団体は農事組合法人ちぎりの里でございます。指定の期間は、平成23年4月1日より平成28年3月31日まででございます。

どうぞよろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長の提案理由が終わりましたので、第22号議案 基山町交通安全対策協議会設置条例の一部改正についてに対する質疑を行います。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

ちょっとこれは執行部ではありませんけど、3月9日付で議案の写しが追加で送付されているんですよね。議案は3月7日になっています。第22号議案の提出月日は3月7日、それと、議長から私あての議案の送付は3月9日になっています。3月7日に町長が議案を提案されて、議長から私のほうには3月9日に来ておるんだと。よかとかな。

○議長（酒井恵明君）

別に問題ないんじゃないでしょうか。（発言する者あり）そうそう、そうじゃんね。（発言する者あり）（「議長がさぼったこと」と呼ぶ者あり）何のさぼつとろう。（発言する者あり）平田議員。

○12番（平田通男君）

最後の最後で申しわけないんですが、23号議案に対する質問……

○議長（酒井恵明君）

まだ22号議案です。（「22号だけ」と呼ぶ者あり）はい。

次行きます。

22号議案にはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、22号議案に対する質疑を終わり、第23号議案に対する質疑を行います。平田議員。

○12番（平田通男君）

まず、これは11号議案と関連するんじゃないかと思うんですが、同じ町の施設の中の指定管理者の指定について、なぜ追加議案で出るんですか。一方は普通どおり出ていますね。追加議案として出された理由。

それから、一方では当初予算に社会福祉協議会の管理委託料についてはついていますね。ちぎりの里についてはついておりませんね。その説明をしていただきたいと思います。

まず、なぜおくれたのか。議案の提案というのは大変なことだと思うんですが、全く同じ内容の指定管理のものが後から追加議案として出てくること自体がおかしいような気がするんですが、22号議案はわかりましたよ、町長が説明されたから。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

まず、提案のおくれた理由でございますが、これは実は払い下げというか、そういう問題もちょっとございました。そういうことで、県のほうと協議をしておりました関係上、ちょっと言いわけになるかと思いますが、おくれております。

それからもう1つは、委託料でございますけれども、これは当初5年前ですけれども、18年に指定管理者にする段階で、先方と協議の上、以前は補助金という形で60千円出しておったかと思えます。これについて、もう指定管理者にする段階で町としては出さないということで今日まで至っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

ということは、今回初めて知ったわけですが、ここに出てこない、何か話によると、今までやっていた水車まつりですか、それもことしからないと。来年度からないということも初めてわかったわけですが、もう何十年とずっとやってきた。その中で、指定管理料を幾らかか払って、それをもとにして水車まつりをずっとやってきたわけでしょう。町民に定着した事業としてずっと。それがある日突然にもうやめたと。これは県費補助ですよ。ずうっと昔に30,000千円で作ったんですよ。水車、それがもう古くなったから、修理代もかかるし、もうやめようというのはわかるんです。そこはわかります。県費補助でん、もう時効が過ぎているだろうから構わないと思うんですが、ただ、町民にとってみればね、一つの課が大きな事業としてずうっと続けてきたことを、何の連絡もなく突然やめたということではないんでしょうかね。

そして今、ここにやっとながら上がってきてわかったんですが、予算がついていないということは委託料ゼロということでしょう。だから、ちぎりの里だけを管理させますよと。だから、委託料は出しませんよということでしょう。もっとわかりやすく言えば、貸しますよと、自由に使ってくださいと、町の財産ですから、それでここに初めて上がってきたわけでしょう。それ町長どう考えられますか。これだけの大きな事業をずっとやってきてですよ、ある日突然一つの担当課の考え方でやめましたと。そう簡単にできるもんですかね。これは町として大きなイベントではないんですか。だから、水車の管理委託料、今まで幾らか払っていたん



ですよ。あれがぶっ壊れてだめになったからもうやめました。そしたら、その次のイベントまでもやめてしまうと。それは裁量の範囲でできることだとは思いますが、余りにちょっと強引過ぎるかなと思うんですよ。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

今の農産物加工所の関連で水車搗精施設の問題をちょっと御指摘いただいておりますけれども、まず、水車につきましては、平成2年、国庫補助金をもらってやっておりますが、実は水車本体が老朽化しておいて、それを修理するということになるとうと1基当たり4,000千円かかります。この費用対効果を考えた場合に、ちょっと継続は難しいという判断に立っております。

それからもう1つは、ここでJRウオーキングをする際に水車まつりということでやっておりました。しかし、これについて、今後小松地区の方とどうするかという話し合いはしなくちゃなりませんけれども、水車そのものについては更新というか、それはやらないという話だけは今伝えております。

あと水車まつりとして果たして存続できるかどうかというのは、ちょっと今の段階では何とも言えないというように思っております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

何回目かな。3回目かな。

○議長（酒井恵明君）

3回目ですね。まとめて。

○12番（平田通男君）

そうしますと、私は少なくともこれは担当課長から聞いたと思うんですけども、水車まつりはもう終わりです。今からでもまだ話し合いする余地はあるわけですね。担当課としてもうこれはしないと。そして経済課のほうから幾らのお金が出されてあの祭りがされたのかは知りませんよ。もちろん知りませんが、恐らく地元の方たちが一生懸命になってやったん

でしょう。そして、それに地元の人と基山町のそういうことに関心がある人があそこに何百人か集って水車まつりをずうっとやったわけですね。それで、今回、この際やめよう。やめようと言うならば話し合いも何もせんでよか、やめると言ったんだから。まだ余地はあるんですか。今から地元の人と話し合いをして、これはもう地元と言ったらちぎりの里ですよ、あと施設として残っているのは。農協も絡んでいるでしょう。ただ、この祭りが基山町として定着していなければいいですよ。ずっとやってきたことを財政難だからこれもやめると。もしそういう答えだったら、財政難だったら幾ら使ったのかと、そこまで聞かにかんけれども、水車がぶっ壊れたから、この際、やめようということだけなんですよ。そんなに町内のイベントというのは簡単に変わっていいもんですかね。町長どう思われますか。これも財政難とおっしゃいますか。

**○議長（酒井恵明君）**

質疑途中でございますが、ちょっと町長待ってください。

本日の会議時間につきましては、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定により、あらかじめ会議を延長します。

町長、答弁をお願いします。町長。

**○町長（小森純一君）**

まずは、この水車まつりというのは、JRウォーキングに合わせて小松でにぎわうというようなことだったと思います。

そこで、やはり水車というようないふ文句でやっておったんですけれども、その水車がどうも修理にも随分と経費がかかるということで、その水車搗精はもうやめようということを決めたところでございます。だから、あとの祭りを水車まつりと銘打ってはちょっともうできないのかなという感じはしておりますので、あと米消費拡大というような意味合いで何らかのにぎわいをやる。そしてちぎりの里、あるいは小松のあの一带の方々に店も出させていただいて、そういうにぎわいはやっぱり保っていききたいなというふうに私は思っております。だから、さっき課長が言いましたように、すぐあのこと自体もやめるとかなんとかという話じゃない。これからやっぱり地元の方と話し合っていくということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

**○議長（酒井恵明君）**

片山議員。

○5番（片山一儀君）

この指定管理者の指定について、総務課長にお尋ねをいたします。

老人憩の家と、今回、基山町農産物加工場の指定管理をされるときの選考委員、これは同じ人がされたのか、あるいは課ごとに違ったのかですね。もし課ごとに違ったとしたら、今回、この選考委員はどういう方がされたのか、公募をされたのかしなかったのか。

それから、今回、指定管理料を払われていない、前は補助金だったという説明だったんですが、公共の施設を使って利益を上げた。その利益の1割は返ってくるとか、2割は返ってくるという協定は結ばれているのですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、2議案の指定管理者につきましては、それぞれ委員会を設置しております。

それから、その案件につきましては、審査委員はそれぞれに違います。この農産物加工場につきましては、農業委員会会長、それから生産組合長、それから私、財政課長、農林環境課長の5名です。

それから、先ほどの協定については行っておりません。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

これの一番最初の指定管理者を私は県で基山町のやつを見ていたわけですね。何とおかしな指定管理者の制度をされるんだらうと。これずうっと私言ってきたんですが、なぜ同じ選考委員にするときに、公募をしてもっとオープンにされないんですか。指定管理者制度自体はね、詳しい人はほとんどおられないんじゃないですか。もっと違う、しかも町がやるときに同じ選考委員でよかったわけじゃないですか。なぜ別々に分けるんですか。費用の無駄になりますね。しかも、もともと指定管理者制度というのは地方自治法が変わってできたんですけれども、公でつくった施設を民間の施設、民間に指定管理をしていただいて、そこで大いに知恵を出して利用度を上げてくださいと、上げた分についてはその中から町が幾らかお返しくださいと、できることならね。だから、おとし文教で行った白浜町あたりは随分返ってきていますね。建物を建てた負債まで指定管理者が支払っていっています。そういう指

定管理のやり方について、もう少し抜本的にお考えいただきたいと思います。そうしないと、どんどん指定管理者は今全国で多くのところは行き詰まっているように、行政がよくわからないために、足を縛り、手を縛って指定管理の運営をやるもんだから行き詰まっていつているんです。ですから、それはそれまでずうっと指定管理料なんて、委託料か業務委託料みたいなと同じような、名前変わっただけのやつを払っていかなきゃいけないのが多くで見られる現状ですね。そこあたりをもう一度指定管理のですね、今回、5年もつながれましたけれども、この次にまた町民会館とか体育館ありますが、そのとき、もう一度根本に立ち返ってやっていただきたいとお願いして、終わります。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。原議員。

○11番（原 三夫君）

先ほどの関連ですけどね、水車まつりの件で、私も初めてきょうお聞きしたんですけど、ちぎりの里関係の方が今までずうっとやって、地域でもいろいろやってこられております。それで、漬物とか、いろんなやつを出していただいておりますし、そういう準備も各家庭におかれては前もってしてあると思いますね。それで、さっき担当課長の話によると、当の向こうの当事者にはやめるということはまだ話はしていないということなんですかね。今からやめるという話をされるわけですね。相手はもうそれでやめるということで納得されておるんですか。その辺のちょっと整理した話を、水車まつり。

○議長（酒井恵明君）

今んとはちぎりの里のおっしゃっていたよ。ちぎりの里。（「やめるということを伝えてあるのかどうか」と呼ぶ者あり）（「だから、水車まつりを聞いてあるわけでしょう」と呼ぶ者あり）ちぎりの里はあるんだろうが。（「そうです」と呼ぶ者あり）水車まつりは、その辺もはっきり答弁してください。農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

水車搗精施設については町としてはやめますと、存続をしませんという話はしています。

ただ、水車まつりについてどうするかというような話は全然しておりません。

以上でございます。（「ちぎりの里はちょっと別問題」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

質問者いいですか、ちぎりの里は。原議員。

○11番（原 三夫君）

それで、4,000千円ぐらい、とにかく修理するのが基山町が財政的に難しいと、そういうことだったと思います。それで、どうですかね、今まで続いてきたやつを、費用対効果の問題も言われましたけど、費用対効果はどのように計算されたかわかりませんが、見えない部分についてもかなりあるんじゃないかなと。JRウオーキング等の関連性もありますね。その辺町長、やはり財政的に修理をして続けていくということはできないんですかね、例えば起債を起こしてでも。基山町にはいろいろ積立金も十分ありますけど、そのまちづくりそのものの中の一つとして大きな打撃だと。かなりJRウオーキングの方たちも楽しみに来てあると思うんですね。今度来たときにはもうなかったと、そういう話になるわけですけど、その辺どうですかね。難しい判断でしょうけど、町長の考えをちょっと聞かせていただきたいなど。なるべくなら続けていただきたいと。新たにつくって、これまで定着させるまでにはやはりいろんな苦労があっていると思うんですね。地域の方も行政も一緒になってこられて、その辺をどう考えていかれるのかなと思って。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに今まであった水車をなくすということは非常に寂しい思いもするわけでございますけれども、しかしながら、水車搗精をしておるからウオーキングで見えておったというような、そういうことでもないというふうに思います。一応コースとして小松地区まで歩いていただくというような形にしておるものですから、あそこで何らかのにぎわいを、小松の方が店も出しておられます。それから、ちぎりの里もあります。それから、あそこで米まつりとか、そういう豚汁とか、あるいはもちついて販売するとか、そういうふうなこともやっておりますので、それはそれでちゃんとにぎわっていききたいと。ただ、水車はそれだけ、あれを目的で、あれがあるからお見えになっているというようなものでもないような気はいたします。

○議長（酒井恵明君）

原議員、もう一度ありますよ、3回目。原議員。

○11番（原 三夫君）

じゃもう一回。

いろいろ行政のほうとしても財政の懐との関係もありましようけど、まずは地域の方とやはりよくお話をさせていただいて、その辺で解決をしていただきたいと。一方的に役場のほうから、我がいいときだけ頼んでおいとって、一生懸命協力していただいて、金の切れ目は縁の切れ目じゃないけど、もうどうもこうもならんからやめますと、一方的な通告じゃなくして、その辺はやはり地域の方とよくよく話し合っていて御理解いただいた上で、その後をどういうふうなやり方に移行していくのか、その辺をよく話し合っていていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

**○議長（酒井恵明君）**

ほかにございませんか。重松議員。

**○2番（重松一徳君）**

私も詳しくはわからないんですけども、農産物加工場ができた経緯もあるのかもしれませんが、公共施設としての役目はもう終わったのではないかなと。先ほど払い下げの問題もあったというふうに言われましたけれども、私ももうこれ民間のほうに払い下げたほうがいいのかなという気はするんですね。

ところが、今から5年間また指定管理者を指定するというふうになれば、例えば、ちぎりの里が買えるだけの余力があるのか、売却金額なり、いろんな問題あるかと思えますけれども、ちぎりの里がもうこの際、自分のところで農事組合法人としてこれ買い取りをしたいというのがあれば、これ5年間の指定管理を決めていても、これは途中で売却とかいうのはできるんですか。

**○議長（酒井恵明君）**

農林環境課長。

**○農林環境課長（吉浦茂樹君）**

払い下げというのは確かにできるかと思えます。

ただ、これについても一千数百万円国庫補助金をいただいています。これが一部軽量鉄骨で建てておりますもんですから、これが33年期間としてあるということで県のほうの確認をとっています。そういうことで、もし途中で払い下げをするということになりますと、一部補助金の返還というものが生じるかと思っています。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

ちょっと確認ですけれども、33年間たっていなかったら、これは、例えばこの一千数百万円の何割かを基山町が国庫に返還しなければならないという形になるんですね。そうすると、それも加えた部分で売却するののかという問題と、これ金額的な問題が出てくると思うんですね。ただ、基山町が公共施設としてこれを持つ意義ですね、意味も、これは最初の水車の関係も出てくるんですけれども、一体として考えないと、水車はじゃあこの際もうやめますよと。ちぎりの里、この加工場については残しますよということで一体として私はできたと思うんですね。ある程度、あそこの小松地区にですね。その辺もやっぱり一緒に考えてもらえないかなと。いろんな話で修理に2基で8,000千円と。8,000千円の費用対効果がどうなのかという話も出ていますけれども、それだけで見るわけにはいかないと。この補修の関係もあるかと思いますが、この辺は今から先、十分考えられると思いますので、これ以上言いませんけれども、よりよい方向をですね。これちぎりの里のほうにはこういう話はされているでしょう。売却した場合はということとは。

じゃ、そういうことでお願いしておきます。

○議長（酒井恵明君）

答弁は必要ないですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第23号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第24 予算特別委員会の設置について

○議長（酒井恵明君）

日程第24. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、予算特別委員会の委員の数を12名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に、大山勝代君、重松一徳君、後藤信八君、鳥飼勝美君、片山一儀君、品川義則君、林博文君、大山軍太君、松石信男君、原三夫君、平田通男君、池田実君を指名します。

しばらくお待ちください。

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議はこれをもって散会とします。

～午後5時9分 散会～